

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-132）、MOX 燃料加工施設（1-134）」

2. 日時：令和4年6月14日（火） 14時30分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 松田 常務執行役員 他20名

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部

サイクル技術G チームリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 副長

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ

北陸電力株式会社 原子力部原子燃料技術チーム 副課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年

12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和4年6月2日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年6月7日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年6月9日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	お伺いしました。
0:00:03	廃炉今回しました。
0:00:06	はい、規制庁するんです。それでは、ただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと、本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、資料を基にルーディングにて事実確認を行うものになります。
0:00:22	まずは規制庁側の出席者を紹介いたします。出席者について紹介をお願いします。
0:00:28	はい、本庁側オオオカ参加しております。
0:00:33	そっか。冲进めるからコサクナカガワタジリカミデ。
0:00:41	シミズ以上になります。それでは日本原燃の方から出席者の紹介をした上での議題の構成の説明をして、資料の説明を開始してください。
0:00:53	はい。
0:00:53	基本0ナカハマでございます。
0:00:56	日本業務側の参加者を紹介いたします。
0:01:01	マツダ。
0:01:02	ムラノ。
0:01:03	タカハシ。
0:01:05	セガワ。
0:01:06	フジノ。
0:01:08	イワタニ。
0:01:11	高橋、
0:01:12	サカモリ、
0:01:14	フルカワ、
0:01:16	ハラダ、
0:01:17	宇都希衣
0:01:19	タナカ。
0:01:20	オカザキ。
0:01:22	ナツメ。
0:01:24	コマツ。
0:01:25	ノザワ。
0:01:27	タニグチ。
0:01:29	カサモ。
0:01:31	ナカハマ。
0:01:33	ウェブからの参加で、シミズ、

0:01:36	あと同じくWEBからの参加で、三菱重工様より、高城様、以上となります。
0:01:45	すいません日本原燃の藤田です。資料の説明に先立ちまして、最初にもう共通 00 別紙シリーズなんですが、昨日の会合のラップアップでもありましたように、
0:01:55	基本的には、MOXを先行して説明方針説明する方針で進めることを考えています。
0:02:01	後の説明を停止しています。雷、竜巻、外部火災、それから来週以降ですね、言って入れてます材料コードですね、これは再処理固有の部分がありましてそれを説明すべき条文だということも考えておりますので、
0:02:15	最初にこういう説明すべきことをですね、主として説明させていただきたいと思っています。
0:02:22	MOXと差異がない共通的部分についてはですね、MOXの対応を確認しつつ、状況によっては再処理の差異等を確認しながらですね、MOXの対応事項を最初に取り組み、作業を進めていきたいと考えています。
0:02:36	現在スケジュールについては見直し率がボックスのヒアリングを基軸に、再処理のスケジュールも検討し、していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。
0:02:45	それから6月2日に提出した資料についてですが、今全体的にですね、先日、この資料提出後のヒアリングで指摘のあった、鹿野清剛なんかを中心にですね、確認しております。
0:02:57	やはりですねご指摘あったように、ほぼ全体的にですねその不整合というものが確認されている状況です。
0:03:05	非常に大事なところだと思っております、抜けてしまったことは大変申し訳ないと思っております。
0:03:11	機械的なチェックなんかも、使いながらですね、しっかりしたものを、次回の資料提出時に、整えたいというふうに考えております。
0:03:20	申し訳ありませんでした。
0:03:22	それではですね資料の説明に入っていきたいと思っております。本日は外雷の00-01それから伊神01、それから外竜巻の00-0105、34の資料について説明させていただきたいと、いうふうに考えております。
0:03:38	よろしければですね紙の方の説明から入りたいと思っております。
0:03:45	はい日本原燃の大橋でございます。
0:03:48	それではまず、外来00-01の方からご説明させていただきたいと思っております。
0:03:53	本件に関しましてワー最終項目水扱いが全く異なりまして、MOXではこれはその他外部衝撃の1相としてますけれども、

0:04:05	再処理は小部通に落雷として立てておりますので先行してご説明をということでございます。
0:04:13	それで、6月2日に資料提出をしておりますけれども、内容を精査しておりますして、修正すべき点が見受けられております。
0:04:27	項目ごとにちょっといくつか申し上げますと、まず基本設計方針の文章をが別紙間で不整合してるところが多々あるということが一つ。
0:04:39	それから、別紙二、三号の間ですすね主な設備ですとか、展開事項の記載が不整合になってるところがあるということ。
0:04:49	それから基本設計方針とですすね添付書類の記載も整合してるところがあると、いうこと。
0:04:57	それから添付書類の記載事項についても別紙間でですすね不整合の箇所があるとといったところが判明しております。
0:05:08	それ以外にもですすね適正化主体会社として例えば接続詞をもうちょっと適正にしたりとかですすね、別紙1の丸の2のところ、
0:05:19	記載しないこと理由ですとか、除外の番号のつけ方ですすね適切でないところなど、もう見受けられておりますので、
0:05:30	そういったところについては修正をしてまた再度し、提出したいというふうに考えてございます。
0:05:37	それから中身の方に入っていきますけれども、本資料につきましては前回2月にですすねご説明をさしていただいております。
0:05:49	2月のヒアリングにおきまして指摘された事項について今回資料を修正しておりますのでその点について、
0:05:59	ご説明をさせていただきたいと思っております。
0:06:02	まず1点目として波及的影響をしうる施設についての記載、についての修正でございます。
0:06:10	具体的にはですすね外来の00-01の資料の11ページ目でございます。
0:06:21	11ページ目のところの一番下の青字のところですがけれども、ここに直営嫌いに対しての機械的影響という観点からの記載を追加をしております。
0:06:37	それから14ページですがけれども、
0:06:43	14ページの上から2段落目のところですかね、間接来による機能的影響の観点ということで、こちらにもはっきりの影響についての記載を追加しております。
0:06:57	これにつきましてはそれぞれ添付書類の方にも記載を展開して示しておりますして、添付書類の方でいきますと通しページの34ページ、
0:07:09	34ページの、
0:07:11	上段の方ですすね、が直撃来のところの波及影響について、
0:07:18	それから37ページですがけれども、

0:07:26	37 ページの一番下のところですねこちらにかんせ面に対する機能的影響についての記載を追加してございます。
0:07:38	続きまして通しページの 14 ページになります。
0:07:49	運用上の措置としまして工程停止の記載を記載しておりますけれども、前回、落雷のトラブル報告書を参考にしてですね記載をしておりましたけれども、
0:08:05	そちらにつきましては、もっと運転停止のタイミングを大枠でとらえられるような適切な記載に修正するというので、
0:08:15	記載を改めております。
0:08:20	続きまして 38 ページでございます。
0:08:32	38 ページはですね、
0:08:34	関節ラインのところの申請対象の設備の示し方についてですけれども、これを修正しております。
0:08:43	このですね設計対象申請対象を例えば計測制御する制御系統だとか、隣接放射線管理設備等ですね。
0:08:53	ここに示していくのが非常にちょっと難しいということ等で、対象となる建屋ですとか、屋外設備の単位で、
0:09:04	計装本管電気設備の踊りが対象になりますよというのをですね示すような形に、記載を修正してございます。
0:09:17	続きまして 32 ページをお願いいたします。
0:09:26	32 ページにですね、直営機関に対する設計として避雷設備の設計方針をから例として記載をしております。
0:09:39	こちらにつきましては今回ですねまず大方針としまして、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置すると。
0:09:51	いうことを最初に書いた上でですね。
0:09:54	J I S 規格を限定して適用してるような箇所ですとか、或いは規格の範囲を超えた設計をしているようなところ。
0:10:06	そういうものをですね特に気をつけて記載するといった考え方でですね、記載を四つ書かせていただいたというふうに改めております。
0:10:20	それから次に 24 ページ。
0:10:29	でございます。こちらは、別紙 3、
0:10:35	この①ですけれども、補足説明資料を、として被災設備の概要についてというものを今回追加してございます。
0:10:45	これは外来の 01 として補足説明資料を後で出てきますけれども、これを別紙関係に入れているということでございます。
0:10:55	別紙 3 の①以外にもですね、別紙 3 の②ですとか別紙 5 の方にも同様にこの附属説明資料を追加してございます。
0:11:07	それから、

0:11:10	次に 51 ページでございます。
0:11:19	関節外対策についての記載ですけれども、これにつきましては、今回新たに追加したものだけではなくて従前からやっていた対策もあったはずだと。
0:11:30	ということで、今回ですね
0:11:35	アナログ以外の計測制御ですとか、放射線監視設備それから電気設備のようなものについてはですね、従来から対策をしておりますので、その点については、
0:11:46	変更前のところに記載を追加しているということでございます。
0:11:52	資料の修正点としては以上ですけれども、ちょっと1個足りないところとしましては、今回添付書類の方に、間接に対する設計の方針として、
0:12:08	3キロボルトの体験版数を持たせるということを通知で書かせていただいております。
0:12:15	で、対象となる計測制御ですとか、放管設備なんかは、次回以降の申請になるので、この3kVの妥当性の説明についても次回でいいと考えてたんですけれども、
0:12:29	第1回申請でこの3kVという数字が出ますので、これを補足する説明資料につきましても、速やかに作成をして、また提出をさせていただきたいと考えております。
0:12:44	説明としては以上でございます。
0:12:48	規制庁種成長がわから確認事項ございましたらお願いします。はい。規制庁加来です。今ご説明あったような変更点のところ、
0:12:58	やっぱりちょっと、
0:13:02	どうかなという、少し記載の内容を確認させていただきなさいいけないようなところもありましたのでちょっと順番に確認させていただきます。あとフォーマット関係後で直されるとおっしゃってたんですが、
0:13:16	ちょっとフォーマット関係でも少し気になったところとかありますので併せて、もしそちらが自主的に直すところでしたら、そう言っていただければいいんですけど、ちょっと記載の意図とかを確認させていただきます。
0:13:29	まず基本設計方針関係なんですけど6ページ目の、
0:13:32	で、
0:13:33	まず、6ページ目の許可からの変更点というところが吹き出しで今回追加されて、これは全部レンジで書かれてきていてこれは結構多発。
0:13:44	対応されているんですが、
0:13:47	他の条文打倒7ページ目にある許可からの変更点のようにこの許可のときには違う言葉使ってたけどこういう言葉にしましたとか末尾をちょっと業績を更新ぼくしましたっていうようなところに、

0:14:01	使っていたようなことが、今回そのオレンジで書いているっていうのは、これどういう意味なんですか。
0:14:12	はい日本原燃の大橋でございます。
0:14:15	特に等明確明確化をしたとかですねそういうところについてはできるだけそのように書いたつもりではいるんですけども、趣旨を変えずにですね例えばちょっと、
0:14:27	言葉遣いが変わってるとか、語尾が変わってるとか、その手のものについては単に適正化としてちょっと整理をしてレンジで、
0:14:40	示すような形にして表現をしておりました。
0:14:45	以上でございます。
0:14:47	はい。規制庁菅です。それって他の条文なんかでもそういうことをしてるんでしょうか何かあまり見なれなかったんですが、
0:14:59	日本原燃直江でございます。ちょっと私の方で確認した時に他にもあったように思ったのでちょっとそれに倣ったつもりなんですけれどもちょっと他横断的に確認をさせていただいて、共通的に直し方を工夫したいと思います。以上です。
0:15:18	はい。規制庁岡ですちょっとこれだとどこが結局適正化されたのかっていう部分が、判別じゃなくて、
0:15:25	本文と添付からこういうところ持ってきて、でけ結果として基本設計方針としてはこういう、この辺を少し文字をいじりいじって方針ぼくしましたとか、
0:15:36	そういうところがちゃんと同定できるように、この、
0:15:40	吹き出しがあると思っているのでレンジだとちょっと確認しにくいなと思った次第なので、また検討の方よろしくをお願いします。
0:15:49	はい。日本原燃の越智でございます。承知いたしました。
0:15:52	次に、清瀬。
0:15:55	基本設計方針9ページ目の下の段落、
0:15:58	ここの部分は、荷重の組み合わせというタイトルの下で、組み合わせは考慮しないというふうにとらえているんですが、
0:16:08	ここは確認なんですけど、許可の本文では、組み合わせを適切に考慮すると言っていて、添付でも、基本的には組み合わせを考慮する。
0:16:20	そのあと、
0:16:22	分析した結果、組み合わせが考慮しないっていうような展開をしていて、こういう整理って、初めから考慮しないっていう、というような基本設計方針にするのでしたっけ。
0:16:35	そこ。
0:16:36	他条文との関係とか、そういう記載のルールみたいな。
0:16:40	ところなんですけど、

0:16:42	どうですか。
0:16:45	はい。日本原燃の越智でございます。ここにつきましては、まずその他外部衝撃のところでは外部消費全体の冒頭述べているところですね、
0:16:56	適切に考慮するといったことをまず全体的に宣言をした上で、個別の事象の説明をするっていう展開にしておりますので、
0:17:06	個別の事象の説明に入ったところですね。ところではですね、適切に考慮した結果として、考慮しないと、或いは積雪との組み合わせを考慮するとかですね。
0:17:19	個別の事象の事情に合わせてですね最終的な結論を述べると、そういう形にしております。以上です。
0:17:27	はい、規制庁岡です。そしたらこれは他条文との正門をちゃんと考慮した上でこういうルールになっているということで、
0:17:35	理解しました。一方で許可の時は設計基準事故との組み合わせなんかも、ちゃんと適切に組み合わせて、検討するというふうなうたった上で、
0:17:47	記載を展開しているんですがその部分というのは、
0:17:51	凡例を見てもちょっと、
0:17:54	よくわからなかったんですが、重複分になっていて重複していないとか、
0:17:59	ここを削った理由っていうのはどういう理由なんでしょうか。
0:18:06	はい日本原燃の大橋でございます。設計基準事項につきましては、位置構造設備の規則の中では個別に確か要求が、
0:18:18	ありまして、許可の段階ではそれに対する考え方として記載をしていたと。
0:18:25	今回、技術基準規則の中ではその要求が明確には書かれてないので、そこについては特に現状では記載をしていなかったと、というような整理をしております。以上です。
0:18:41	規制庁岡です。許可制の観点では、許可は網羅的に
0:18:46	確認した上で、基本設計方針、詳細設計に落とし込むものは、方針としてまずは位置づけるというような、
0:18:54	ことが、詳細設計なんだと思うんですが、
0:19:01	これは技術基準規則だ形で検討されたということなんでしょうか。
0:19:09	はい。日本語に直してございます。規則と能整合を見て、考えて書いたといったところですので、許可書整合という観点ですね、
0:19:20	追加する必要があると思いますので、ちょっとここにつきましてはですねまた辞書も含めて、記載を追加する必要があるかといったところを検討したいと思います。以上です。

0:19:33	はい。規制庁岡です。許可作業がまずは前提としてくると思うので、そういう観点でもし抜けな他の条文も含め、もしあるのであればやはり、
0:19:43	そこは検討して、記載していただく必要があるかと思っておりますのでよろしくお願いします。
0:19:49	で、
0:19:50	続きまして11ページ目の、
0:19:53	落雷に対する防護対策の直撃来の一番下のところ追加していただいた波及的影響なんです、この部分はちょっといろいろ読んでいてわからないところがあって、まず、
0:20:05	衛藤。
0:20:06	詳細設計の結果として、機械的影響は考えられないっていうようなところ。
0:20:13	ものってほカーで使ったりしてるんでしょうか。これは本当に設計なのかなっていうところなんです、
0:20:24	IAEAで2本目のオオハシでございます。
0:20:27	例えば荷重の影響が考えられるような竜巻ですとか、火山といったようなものにつきましては、荷重の影響によって倒壊をします。
0:20:39	倒壊することによって周辺の
0:20:44	安重施設ですか、に機械的な景気を考え、およぼし得るというものがありますので、そういうものについては具体的にいい席をすることになります。
0:20:55	落雷に関しましては検討してみた結果荷重、これは荷重の影響ではありませんので、それによって機械的にですねものが、
0:21:07	おりるとか、倒壊するといったようなことは考えられないということで、このように記載をさせていただいているということでございます。以上です。
0:21:18	はい規制庁オオオカです。江藤D、
0:21:22	そういうことを踏まえて
0:21:25	こういう方針で設計すると書いた上で、
0:21:31	その結果として、
0:21:34	もうちょっとちゃんと説明する必要があると思うんですが、受験嫌いの影響による倒壊は、当会で機械的影響というのはいない。
0:21:43	というのが設計方針に、他のところではなってるのかなと。
0:21:47	思っていてですね、考えられないことが設計方針になっている例っていうのは、
0:21:53	今まであったかなと思ったんですがそこんところ行かないですか。
0:22:01	はい。日本原燃土橋でございます。ちょっと考えられないと言ってそれで終わってるっていうのはちょっと他になかったかもしれないので今大

	賀さんが言われたような趣旨でちょっと記載の仕方は修正をしたいと思います。以上です。
0:22:17	はい。規制庁奥です。同じ場所なんですけど、これ、説明があまり説明になってなくてですね、再処理施設が建屋でありみたいになるんですよ。ちょっと中の就職とか除くと、
0:22:30	直撃の影響による倒壊のような機械的影響考えられないってこれ、理由になってなくてですね、
0:22:39	具体的に、
0:22:40	なぜなぜだから、
0:22:43	機械的影響は倒壊がなくて機械的影響は考えられないとか、そういう理由をしっかりと説明するのと、おそらく、すいません。はい。
0:22:52	コサクです。理由示すのは基本設計方針で必要ですかね。それはそうだと思います。
0:23:01	そこまではいらないと考えております。はい。
0:23:06	はい、古作です。なので、その前に言った設計方針として何を宣言するのかっていうのを明確にするってということ等が必要で、現状影響が考えられない理由みたいなところは関連する添付書類ですっきりと説明いただくって古藤じゃないかなと。
0:23:24	思います。これ
0:23:27	これまでっていうのはMOXの方を中心だったかもしれませんが、許可の添付書類で書いている説明内容を、
0:23:38	設工認の基本設計方針に移そうとしてたから、こういう説明部分が変に入っちゃってるっていうことが問題だったんだと思います。それは設計方針として必要なものを適切に書くと。
0:23:50	いうところがまだ不十分ということで今のやりとりが発生してるっていうことかと思ってます。
0:23:57	その意味でいうと、現状設計方針はその上の直撃依頼による機械的影響を考慮すると基本的に方針は述べていると。
0:24:06	いう、この言葉だけで十分かどうかはちょっと置いといて、
0:24:11	なのでこれを何か少し説明するのが後ついちゃったっていうことじゃないかなというふうに思いますので引き続き精査をしていただければと思います。以上です。
0:24:24	はい。日本原燃の大橋でございます。承知いたしました。
0:24:28	はい、規制庁下です。説明とかは後、このあと添付の方でもこれの展開のところ
0:24:34	ですね。
0:24:41	違う。
0:24:44	方針をここでしっかりまとめる。

0:24:52	もう、今回先ほど説明されたところで、
0:24:58	保安規定に定めるものの一番下のところなんです、小高がですねちょっと私のコメン等は、
0:25:10	もう少し広くというかですね例えば外部火災なんかは、影響を確認して、その影響に応じた対応をするみたいな、
0:25:19	ことを書いていたりしてトラブルの報告書なんかもその影響を確認した上で、関連する工程を停止する等の措置を講ずるとか、もう少し柔軟な対応になっていたと。
0:25:32	思うんですが、あえてやはり停止するっていうふうに、な部分は、
0:25:39	残すん。
0:25:40	ですかねと別にこちらが、
0:25:44	な、あまりいうことではないのかもしれませんが少し、
0:25:47	限定がかかり過ぎてるなっていうところ。
0:25:50	の、への印象がありました、
0:25:53	いかがですか。
0:25:59	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:26:02	今の大岡さんのご指摘は必ずしも工程停止ではないんじゃないかとそういった趣旨でしょうか。はい、規制庁はそういうことです。この書き方だと、影響がちょっとでもあれば、
0:26:15	工程停止に繋がるっていうような書き方になってるんですが、影響に応じて、工程停止そうというふうに、
0:26:22	なるんじゃないかなと思ったので、市今
0:26:26	伺ってみましたがいかがですか。
0:26:31	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:26:34	工程停止をするという古藤の前には、安全機能への影響の恐れがあると判断された場合にはというふうには書いておりますので、要はその判断というのがどういうことになるかということに、
0:26:48	よるのかなというふうに私は考えておりました。
0:26:51	ある機能が失われた何かちょっと失う失われたら、すぐに受けてしかというところではないと思ひまして、
0:27:01	あくまでも安重機能への影響の恐れがあると判断された場合の措置だと思っておりますので、ちょっと外部火災の方の記載ですとか、参考にさせていただきますけれども、
0:27:13	ちょっとそちらの方も確認をしてですね記載が適切かどうかということについては、ちょっとまた確認をさせていただきたいと思ひます。以上です。
0:27:23	はい。規制庁岡です。また確認されるということで、ちょっと確認なんですがこの部分って、設工認の基本設計方針、

0:27:34	2ひもづくようなものってないっていう認識なんですけど、その理解でよろしいでしょうか。
0:27:44	はい、日本で直してございます。
0:27:47	基本設計方針には奥には紐づくところは私も、
0:27:55	ないように思います。以上です。はい、規制庁下です。他の保安規定に定めるところだと、基本設計方針のところでは設備の
0:28:05	ところとかが書かれた上で運用と書かれたりあと許可のときに、運用でカバーするみたいなものがここで論じられたりするんですけど、
0:28:15	ここ、
0:28:16	これは許可からも設計、基本設計、設工認からも紐づいてないようなイメージがあったんですが、一方でトラブル対応の
0:28:27	ところをここに持ってくるっていうようなところもありましたので、その位置付けっていうのは結局どういうことなんでしょうか。
0:28:37	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:28:39	落雷に関しましては、一応想定規模として、270 キロアンペアというものを設定した上でですね設計対応しております。
0:28:49	で、ただ添付書類の方にも書かせていただいた通り、この270 キロアンペアというのがですね、必ずしも想定として十分かという点、
0:29:00	例えばそのデータ自体でもですね15年程度しかないとかですね。
0:29:06	他の竜巻とかですね火山とかですねそういった事象と比べてちょっとデータ数も少ないと。
0:29:14	いったところがございます。
0:29:16	そういうことを考えますと、設計として一応270キロ、設定した上で、それに対しては十分な設計対応はしてるんではしているんですけども、
0:29:27	設計、設計の想定として十分ではないところがもしかすると、あるかもしれないということも踏まえると、
0:29:37	例えば、270キロを超えるようなところとかですね、そういったところも考えた上でこういった運用上の対応が必要だと。
0:29:48	いう理解のもとこの運用の記載をしていると。
0:29:53	いうふうに考えております。以上です。
0:29:55	はい。規制庁岡です。しっかり270に対してしっかり防護するために、運用側の面もあって、その部分をここでちゃんと拾い上げてるといって、
0:30:09	位置付けで理解しましたので、わかりました。
0:30:13	あと、本文、
0:30:16	ではないんですが判例が、今回、結構、
0:30:20	変更されていて特に、

0:30:23	15 ページ目のひし形 1、
0:30:26	追加というかちょっと変わった、前回からちょっと変わったところなんでこの 7 月 1 月 9 が、
0:30:33	女 G 趣旨じゃないかと思うんですが、これの使い分けもあまり見えなくてちょっと確認が大変だったんですがここってどういう整理になってるんでしょうか。
0:30:46	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:30:49	ちょっと冒頭説明させていただいた中で、別紙 1 の②のところでもですね番号がふさわしくないとかですね、項目の記載しない理由がふさわしくないとかですねそういったところもありまして、
0:31:04	ここが重複してるなというのもですね、ちょっと我々、後で気づいた箇所でしたので、もう一度ちょっと確認をした上でですねしかるべき修正をしたいと思います。以上です。
0:31:16	はい、規制庁下ですわかりましたじゃ修正されるということで修正結果に基づいて、また確認させていただきます。
0:31:24	続き最後まで行かせていただきまして資産。
0:31:29	で、
0:31:31	先ほどもちょっと説明があったんですが、25 ページ目で C3-02 のところで、次回で展開するも脳の中で、
0:31:40	具体的な設計っていうところが、直接直撃来による設計方針の 3.1 と 3.2 の設置設計とか雷サージ、
0:31:49	の影響装置設計あたりが、
0:31:52	具体的な設計に紐づくんじゃないかなと思っていたんですが、3.2 (1) の設置設計が、工事課では展開せず、
0:32:03	第一グループで全部説明しきるという整理になっているんですがこれはどういう、
0:32:08	意味なんでしょうか。
0:32:19	日本原燃の大橋でございます。
0:32:21	今言われたのは 25 ページの
0:32:25	サンプル 2 の (2) 、
0:32:29	規制庁フランス括弧一井の設置設計。
0:32:34	第一グループですべて説明するっていうふうに整理されている。
0:32:39	ところなんです、
0:32:49	2 番目の話でございます。
0:32:52	間瀬っちい
0:32:55	設置設計のところにつきましては、
0:32:59	特に後段で、

0:33:02	追加で説明する事項はないと考えておりましたが、ちょっとすいませんご質問の伊東がはかり切れてないかもしれません。すいません。はい。規制庁、大蔵です。井藤。
0:33:14	この設置設計って、基本的に設備をどういうふうに設置していくかっていう部分。
0:33:20	が説明されると思っていて他の直営嫌いとか、あと雷サージの影響と試設計なんかとセットで、この建物にはこういう本、
0:33:31	本もしますの。
0:33:33	部分の一つが設置設計なのかなと思ったんですがそういうことではないんですか。
0:33:46	はい。日本原燃の越智でございます。
0:33:48	すいません衛藤オオオカさんが今おっしゃった通り、私も認識しております。
0:33:58	はい。規制庁加来ですそれで、
0:34:02	それが第二グループ以降で建屋とかが、
0:34:05	出てくる中で、第一グループで全部説明するっていう整理を、
0:34:10	なぜそうなるのかなということで伺っているんですが、
0:34:15	宮澤でございます。やっと趣旨がわかりました。ちょっと他と合わせてここも修正する必要があると思いますちょっと検討してしかるべき、丸付けの仕方とかですなちょっと修正を加えたいと思います。以上です。
0:34:32	はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。で、
0:34:36	別紙4、添付書類の方に移りまして、今回いろいろ説明さ、追加されたということなんですが、工事会で説明するっていう部分がなくてですね実際工事会では何が説明されるのかっていう、
0:34:51	ことがまず、こちらは今のところ把握できてなくてですね、その部分、
0:34:58	どういう。
0:35:00	整理になってますでしょうか。
0:35:06	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:35:09	今大岡さんが言われたのは38ページ。
0:35:13	のところのことでしょうか。
0:35:16	規制庁かです他の条文でしたら、それぞれの設備が申請される開示で、この辺を説明しますっていうことが、次回で説明するというように添付書類の中に、
0:35:30	入ってくるんですが、
0:35:32	例えば、33ページ目に避雷設備対象、設置対象一覧が今回追加されてますが、ここを次回では、どんどん

0:35:42	申請する設備ごとに追加されるようなイメージだとは思いますが、そういうところも、次回ではこういうことを説明しますっていうような、
0:35:53	説明書きが、他の条文では添付書類についてます。
0:35:57	で、落雷に関してはそれがついてなかったの、どういう整理なのかなということ伺ってますが、
0:36:08	はい日本原燃の大橋でございます。
0:36:10	今おっしゃった通り 33 ページで言えばこの 3.1-1 票、記載がどんどん拡充されていくと。
0:36:20	いうふうに考えておりますけれども、そういったことが読めるような記載になってないと、いうことだと理解しましたのでちょっとそういうところにつきましては工事課で示すということがわかるように、
0:36:35	修正をしたいと思います。以上です。はい。規制庁岡ですよろしく願いします。
0:36:40	すいません規制庁企画です。
0:36:42	今の点は、何で我々が指摘しなきゃいけないんだと。
0:36:47	指摘した上で、ピントの合っていない回答をするっていう、担当の認識レベルはどんなもんなんでしょうか。金戸フジノさん。
0:36:57	日本原燃の藤です。はい。ちょっと今のご指摘の点確かに他の人と見比べて、小鹿伊井で申請するものが見えないというものは、レビューの時点で気づかなければいけないことだと思います。
0:37:10	そういった点もについて
0:37:13	の見直し、修正を図りたいと思います。申し訳ありません。すいません、日本原燃の高橋です。
0:37:18	ちょっとあんまりこういうことを言うのはよくないのかもしれないですけど、これ我々のレビューの中でもこれ指摘している話です。
0:37:29	ちょっと今のヒアリングの対応で、きちんとした回答がちょっとできなかったのが、ちょっと良くなかったんだと、私の理解はそういう理解です。
0:37:41	大賀さんが指摘された時点で、ここはすいませんさ冒頭に、こういうところが反映できてませんというふうに我々から説明すべきところを、
0:37:53	きっちりと説明できてなかったのが良くなかったのかなと私はそう思っていますので、ちょっと今の対応が大変申し訳なかったなというふうに思います。以上です。
0:38:04	はい。補足ですわかりました。
0:38:07	その点で言うとですね、
0:38:12	本
0:38:14	等そのレビューでコメントが出たところわあ、

0:38:18	対応されたところが対応されて、その対応が適切だということを改めてレビューした上で、提示いただくというのが本来ではあるんですけど、
0:38:29	そこがもうまく刈り取りができないまま提出になってしまったということだと理解をしました。
0:38:38	今後はそういうことがないようにということでお願いをしたいんですけど、今、今言われたように、説明の前に、
0:38:48	前段でですね、こういうところがまだ未反映等を築いているので、対応しますと、いうふうに言っていたというのがこれもヒアリングでお願いしてるところ。
0:38:58	ということでそれが説明がまた漏れると良くないので、そのあたりぐらい最低限ですね、チェックをして対応いただければいいかなと思います。
0:39:10	よろしくお願いします。
0:39:13	日本原燃高橋です。はい。大変申し訳ございませんでした今後検討できるようにいたします。
0:39:20	はい。岡さんどうぞ。はい。規制庁大岡です。あと内容なんですけど29ページ目に、
0:39:27	ゲストルームネットはホワイトヘッドの、
0:39:31	式の説明が追加されてるんですが、ここ想定する落雷を説明するところで、急に防護者対象というか、
0:39:44	もう方針が説明に入り込んでいるんですが、ここうはどういう、
0:39:49	理解すればいいんでしょうか。
0:39:58	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:40:00	5号の説明をする人は、ここはなくてですね。
0:40:06	あくまでも、落雷の規模、それから一規模だけではなくてその想定する落雷がですね実際に発生する箇所、
0:40:20	そこも含めて設計の前提としてとらえてですね、こういった説明を加えているという水道でございます。以上です。
0:40:32	はい。規制庁岡です。この集配費等で落雷補足するっていうのは再処理事業所再処理施設全体としての、
0:40:42	設計方針なのかなと考えておりましたが、だから設計条件って書いているルールんでしょうか。
0:40:52	はい。2本目直してございます。その通りでございます。
0:40:57	はい。規制庁岡です。きっと。
0:41:00	直営嫌いに対する棒の一つであるという認識で、この話がここだけで終わってるんです。
0:41:09	一方で、ここで150キロアンペアから始まるとか、ちょっと説明も不足しているので、少し、

0:41:17	例えば 150 キロアンペアは何かっていうところで、270 キロアンペアを生んで、
0:41:26	これで捕捉できるのか、ここで
0:41:30	発生するのかっていうようなところをもう少し丁寧に説明していただきたいんですがいかがでしょうか。
0:41:39	はい、2 本目伸ばしてございます。
0:41:41	ここでちょっと 150 キロということを書いているのがちょっと混乱をさせてしまっているのかもしれないですけども、150 キロピアという数字にあまり意味がなくてですねあくまでも我々として想定するのは 170 キロアンペア、
0:41:57	という想定だけだということで、それよりも小さい落雷として、150 キロぐらいであっても、
0:42:08	図を見ていただければわかる通り、
0:42:12	外部事象も等落雷防護対象施設全体を包絡するような円がしてしまうということで、それで 150 キロっていうのを出してきてるだけなので、
0:42:22	ちょっとあまり 150 キロということを出すのがよくないのかもしれないなど、ちょっと今思いました。以上です。
0:42:28	はい。規制庁岡です。ちょっと確認なんですけど、一つ一つの設備の避雷設備は 150 キロアンペアで設計されているんじゃないんですか。
0:42:42	はい日本原燃土橋でございます。平石平井設備につきましては実施規格に基づいて設計をしているということであって、
0:42:53	特に 150 キロとかですね、そういったことを考慮してあと設計をしてるわけではないと。
0:43:03	ということです。むしろ
0:43:08	リスクは食うに準じるとですね雷撃電流が小さいほどですね、例えば
0:43:19	避雷設備の設置の間隔が短くなったりだとかそういうこともありますので、あまりその 150 キロに対して設計してると。
0:43:27	いった説明はふさわしくないかなというふうに考えてます。以上です。
0:43:32	はい、規制庁わかります。わかりました。それぞれの設備の説明はまた後程、いけるかなと思いますので、
0:43:41	とりあえずはわかりました。で、
0:43:44	あとその次の第 2 すいません。
0:43:48	コサクです。
0:43:50	んなって私が言ってもよくないんですけど、
0:43:56	今の話が非常によくわからなくてですね、許可のときも 270 キロアンペアの雷撃電流の落雷に対してとしか言っていないくて、
0:44:07	主排気塔とも何とも言ってないわけですよ。さらに今の話

0:44:14	何キロとかということではなくてとかって言われてしまうと、許可の設計方針って何だったんだと。
0:44:20	今回の方針として何をうたうべきなんだってというのが。根本的にわからなくなってしまうんですけど、どうなってるんですかね。
0:44:30	はい日本で直してございます。まず、社員等に発生するということについては添付書類でありますけれども許可にも記載をさせていただきいただいております。
0:44:42	その上で、
0:44:47	いわゆる避雷設備の設計としては、特に雷撃電流の値をですね設定をしなくてもですね設定ができるものと、
0:44:57	こうなっております。現に発電の中でも特に落雷飯南キロアンペアということは言っていないと思うんですけども、ただJ I S規格に準拠して避雷設備を設置すると、申し訳ないんですけど。
0:45:11	規制庁コサクですけど、もともとこういう設計をやってましたなんていう説明を聞いてなくて、
0:45:17	あなたは許可の段階でどういう設計方針として示したんだと。
0:45:22	その市方針に則った説明になってるのかと。
0:45:26	いうことの質問なんですけど話をすりかえないでいただけますか。
0:45:31	はい。2本目で直してございます。いや、私が申し上げたかったのは食事代の方としましては特に雷撃電流値がどうこうということはないと。
0:45:42	で問題になってくるのは間接来の方の影響について、こちらはですねその雷撃によってれん上昇。
0:45:50	があって、その影響で影響に対してどう設計するかというところが自由になってきますので、そのを前提として270キロというものを設定しますし、
0:46:04	それによって、どの程度の現住所があるかということも検討した上で、設計方針として考えているということで270キロということのをですね設計の想定として記載をしていると。
0:46:18	ということでございます。以上です。
0:46:22	規制庁不足です。すいません。途中からまたよくわかんなくなっちゃいましたけど、
0:46:28	270キロアンペアを想定してますって言うてるのとさっき、関係ありませんってのはどういう関係なんですか。
0:46:37	はい、日本で直してございます。関節ラインの方では関係するんですけども、直接ラインの方については直接的な関係がないとそういう意味でございます。
0:46:48	以上です。
0:46:51	青木清直です。

0:46:54	直接ラインと間接来を適切に分けて議論しなきゃいけないと。
0:47:00	ということなのは理解をしましたが、
0:47:05	どうす。
0:47:06	ふうん。
0:47:07	いう形になってるん。
0:47:09	ですかね。
0:47:14	すいません、日本原燃の蝦名です。この話なんですけども、ちょっと十分に我々の方でも、頭の中で綺麗に考えてることがですね、今回のちょっと資料に、
0:47:29	うまく出てない可能性があるんで、ちょっとそこはもう一度考えて、記載を見直したいと思います。以上です。
0:47:37	すいません日本原燃の小橋でございます。
0:47:41	確かに想定する落雷の規模をといるところの記載では、単にその 270 キロペアを想定するというところしか書いてなくてですね。
0:47:52	これが間接ラインに対して適用するんだとかですねそういったことも書いてないので、今のような、読みづらさとか理解しづらいしづらさというのを埋めるような気がしますので、
0:48:06	直接大脳を直接ライト間接来ですねそこはちゃんと仕分けをして、書く必要があるのかなというふうに今ちょっと感じましたので、
0:48:17	この点についてはちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。
0:48:22	はい、古作です。わかりました。まずその整理を踏まえてまた話ができればと思いますけど、何となく条件が、
0:48:33	主排気塔に落ちるのだからという前提が入っちゃうのも、本当にいいのかっていう気もしますけど、そういう前提っていうわけではなくてということであれば議論する必要もないしと。
0:48:46	ということもあるんで改めて整理をいただいてから話をしたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。
0:48:54	はい。入院をさせていただきます承知いたしました。
0:48:57	規制庁岡です。ちょっと、改めて、
0:49:01	藤でしたが 30 ページ目
0:49:03	第 2.2-1 図
0:49:04	がちょっと見づらくて
0:49:10	うん。
0:49:11	という理解なんですけど、ちょっと今の話とも関係するんですけど、その今のお話だと、結局、直撃らいで 150 k V 以下の場合この円がどんどん狭くなるようなときに、

0:49:23	設備がどんだんこう、
0:49:26	200、補足集排気塔で捕捉できないものが出てきてしまうと思うんですがそういったものに対するケアっていうのは、
0:49:33	どうするんでしょうか。
0:49:38	はい、丹羽日本原燃の大橋でございます。
0:49:41	おっしゃる通り 150 キロアンペアより小さい規模の小さい落雷については齋藤以外についても
0:49:51	落ちる可能性があるということでございます。ただ直接がに関する観点から言えば、もちろんすべて建築基準法なり消防法に準拠した
0:50:06	適用を受ける建物については避雷設備をつけますので、そこについては、
0:50:15	問題がないと、均等対策、直接ラインに対する対策としては、されているということでございます。あと関節内の方につきましても、
0:50:25	小さい落雷がサイト以外のところに落ちたとしてもですね、結局商業建屋と、或いはその他のローカルの建屋、
0:50:35	その間で発生する電位差が問題になってきますので、結局小さい落雷が落ちたところで、その雷撃の大きさですね、
0:50:46	制御建屋と雷撃テントをローカルの建屋の位置関係、
0:50:52	電位差が決まってくると、そういうことを考えますと収益等 200 何十キロっていう大きい落雷が落ちた時の影響で、見ておけば小さいぐらいがグローバルのところに落ちたところの影響もですね、
0:51:06	十分に包絡して設計ができてるといふふうに考えた整理をしているということでございます。以上です。
0:51:14	はい、規制庁課ですわかりましたその辺がちょっと。
0:51:23	第 2.2-1 図はちょっと字がつぶれていて、どこに何があるかとかも何もわからないので、少しクリアな済みの、
0:51:32	直していただければと思いますよろしいですか。
0:51:37	はい、2 本目オオハシでございます。
0:51:39	ちょっとできるだけ読めるように、別紙にするなりちょっと工夫をしたいと思います。以上です。
0:51:48	はい。規制庁岡です。
0:51:50	続きまして 32 ページ目から
0:51:54	具体的な設備の設計方針が展開されていて、先ほども説明があったんですが、
0:51:59	J I S 規格喰うに基づいてこういう設計方針で展開していきますっていうのが 32 ページ目から入っているんですが、この部分っていうのは、
0:52:10	字数そのもの、
0:52:13	じゃなくないし、そもそも何かちょっと、ただ設置するとか、

0:52:19	ただ校正するとかそういうことが書いてあって、これって、
0:52:24	実は2種類あってそれをどっちも読めるようにとかそういう感じで何かご薬価を焼けてしまったのかなという。
0:52:33	感じを受けたんですが、ここら辺ってどういう整理なんでしょうか。
0:52:41	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:52:43	確かにおっしゃる通りJ I Sも真実と休日とありまして、最初リーの主だった設備が、
0:52:54	真実ができる前に阿久津建設されてしまってるものですから、基本的には主休日に乗っているというところがございます。
0:53:07	その上で、新たに設置した例えば、
0:53:11	もうネットなんかはですね、真実を適用してたりとかするので、ちょっとその辺で、
0:53:21	一つの
0:53:24	何だ。
0:53:26	非いいもんを対象に対して混在してるということではないんですけども、建屋ごとに見ると真実のものと、休日のものが混在してたりとかしてですね。
0:53:38	そこを表現する時にちょっとするべきかということですね。
0:53:43	ちょっと悩んだ部分はございます。基本的には休日のものが多いので休日ベースで書くようにはしているんですけども、一部ちょっと真実の言葉をですね引用してる部分はあります。
0:53:57	ちょっとそんな記載の仕方になってございます。以上です。はい。規制庁甲斐です。何かそういう印象を持ったんですが、今説明されようとしているのは、
0:54:10	結局、
0:54:11	どちらのJ I Sに基づく設計しましたじゃないような、
0:54:16	気がするんですが、ここでこちらが求めているのは具体的にどういう設計をしましたってそれはどっちのJ I Sから。
0:54:24	どっちも実際にひもづくものなんですっていうことを説明したいと思っていて、結局、当日、こちらの字数の休日に基づくんであればこういう設計です。
0:54:36	真実に基づくんであればこういう設計ですっていう、具体的な設計方針をここで展開してもらいたいんですが、そういう整理はいかがでしょうか。
0:54:48	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:54:50	大川さんの意図は休日真実どちらかーに寄せるような形で表現をするような記載更新にできないかとそういった伊藤でしょうか。

0:55:04	規制庁かですちょっと違って、今説明があったように、ちょっと古い建物は休日で作られて、休日のときの設計方針を使っていると。
0:55:14	一方で、宍道通に住居したような建物っていうのも結構出てきていて、結局、その設計方針が2種類、
0:55:23	混在していると、そこが明確にしてもらいたいと、個々の設備はこういう設計方針に基づいて、立てられているっていうことが、
0:55:33	それぞれの申請設備に対してわかるように示してもらいたいと。だから、設計方針のところは休日に基づくものはこういう設計である真実に基づくものはこういう設計である。
0:55:45	というふうに書いて、対象一覧のところでも、これは休日で作りましたこれは真実を作りましたっていうことがわかるようになっていて、それで補足説明資料とかで、
0:55:55	その設計がちゃんとわかるように、図とかで展開されていれば、一通り確認できるかなと思ったん。
0:56:03	ですが、そういう整理というのは、いかがですかという問い合わせです。
0:56:12	Iに上げ直してございます。真珠適用してるものとQ実績をしてるものというのは明確に分けられると思うので、ちょっと、
0:56:22	書き方については、検討をしたいと思います。以上です。
0:56:26	はい。規制庁岡です。そこを書くということなんですが、
0:56:33	ここ、あとその回数に掲載されている結果だけは書かれていることで、ちょっとそれがなぜいいのかっていうところが読めない設計方針になっていて、
0:56:45	避雷設備の方がそういう感じに、かなり強くなっていて他のところは結構こうこういうことをしないために、こういうものをつけるとかいうふうになっているんですが、
0:56:57	避雷設備の方はちょっとそういう理由っていうのが書かれてないので、そういう理由を付け加えていただきたいんですがいかがですか。
0:57:06	はい。業務への足でございます。ちょっと確認させていただきたいんですが理由と言ってるのは他のところで書かれてるというような印象を受けたんですけども例えばどこのをどういったところを今、参考に、
0:57:19	られましたでしょうか。はい。例えば、35ページ目の間接来の設置設計のところのaポツとかは、接地電位グループの平たん化を図るため、
0:57:30	に依頼設備と接続する、設置局はっていうふうにする内のためというふうにして、その措置をする理由が全部入っていて、これは設計だと思んですが、

0:57:44	この事実から展開したようなところはそれ、それが何のために行うものなのかっていうところが書かれてないので、そういうのを付け加えてくださいというところなんです、
0:57:54	いかがですか。
0:57:58	はい。日本へ延ばしてございます。
0:58:01	基本的にはJ I Sの文言をあまり変えずに持ってきてますので、
0:58:07	ちょっと何のためというところまで読み解けるかどうかって言うところもあるかもしれませんがちょっと再度、地震の方を確認してですね、
0:58:19	もうちょっと適切に
0:58:21	設計の意図っていうんですかね、がわかるような
0:58:27	書き方をちょっと考えたいと思います。以上です。はい、規制庁です。一応実は確認していてそういうことがちゃんと書かれているなどということは認識しておりますので、
0:58:38	多分書けるとお思いますのでまた整理の方よろしくお願いします。
0:58:42	で、33 ページ目に、先ほどからあったその避雷設備設置対象一覧というところがあって、ここでちょっと確認したいんですが、
0:58:52	今回冷却塔だけが書かれていて、冷却塔に対して、明日、
0:58:59	注釈があって、竜巻防護対策設備、飛来物防護ネットに避雷設備を設置する、次のページの上の方に書いてあるんですが、
0:59:13	飛来物防護ネット自体はいいが、
0:59:18	ここでは避雷設備を設置するというふうになっていて一方で外来 01 では飛来物高ネットだけは、平井設備として、
0:59:27	書かれていて、冷却塔のことが触れられずに書かれていて、飛来物防護ネットがその登場するたびに位置付けが変わるんですが、
0:59:36	ここってどういう理解をすればよろしいんでしょうか。
0:59:46	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:59:51	飛来物防護ネットそのものがですね飛来物防護ネット等に避雷設備を設置すると言っておきながら、それ自体が構造体利用の平井設備だというふうにとらえてますので、
1:00:10	ちょっとこのような書き方になってます。ちょっと今指摘をされて気づきましたけれどもちょっと、
1:00:19	飛来物防護ネットに避雷設備を設置するという言い方とそれ自体が避雷設備だというのではちょっと意味合いが違ふと。
1:00:30	いうところでは数、わかりづらくなっているのかなあというふうに理解しましたが
1:00:37	ちょっとそれでものによってその辺の基表現が統一されていないという可能性がありますのでちょっと資料館で統一がとれるように確認をしたいと思います。以上です。

1:00:53	はい。規制庁加来です。ちなみに、飛来物のネット自体が、構造物として、避雷設備として扱っているっていうような、
1:01:03	1 図形だとは思いますが、飛来物防護ネット自体に対して、建築基準法の適用とかそういったことは、
1:01:13	何か整理されなくていいんでしょうか。
1:01:20	はい。日本原燃の大橋でございます。
1:01:22	ちょっと大町からちょっと確認をいたし、
1:02:01	はい、2 番目に直してございます。
1:02:06	基本的には飛来物防護ネット自身もですね
1:02:12	高さ 20 メートルを超えれば
1:02:16	平井設備の設置対象になるという、整理をしなければいけないのでその点は考慮しております。
1:02:25	以上です。
1:02:26	規制庁から考慮しているというのは具体的にどこに示されているんでしょう。
1:02:36	はい。日本原燃の楨でございます。
1:02:38	ちょっとそういう意味ではそれ自体が建築基準法N o 適用を受けているということまで読めるようにはなっていないのでちょっとそれはわかるように、記載をしたいと思います。以上です。
1:02:52	はい。規制庁赤田ですその辺の飛来物防護ネット自体の扱っているのが全体的にわからないのでそういう面を全体的にもう少し確認いただければと思いますので、よろしくお願ひします。
1:03:05	続きまして 34 ページ名の追加された波及的影響のところの直営嫌いの話なんですけど、
1:03:13	ここを先ほど展開したというふうにおっしゃっていたんですが、
1:03:18	2、3 行目から始まる文章で、電氣的な影響のことも論じられていて、そのあとにまた機械的影響のことが論じられていて、ちょっと、
1:03:30	ここに書いてることがよくわからなかったんですが、ちょっと説明いただけますでしょうか。
1:03:48	はい。日本原燃の大橋でございます。
1:03:50	まず小高では、
1:03:54	直撃大脳方のところに書いているんですけども、
1:04:00	落雷そのものはですね、
1:04:04	雷撃ですので、もちろん電氣的な影響ですと、
1:04:09	ただ
1:04:15	機械的影響を、
1:04:17	電氣的な影響というのの関係を考えたときに、

1:04:21	何ていうんでしょう、電氣的影響でもって、倒壊に至るような、
1:04:31	機械的な影響っていうんですか、倒壊ですとか、
1:04:34	天候とかですね、そういったものがあるかという、そういうことはないでしょうということを説明したつもりでございます。以上です。
1:04:45	はい。規制庁岡ですちょっとそうは読めなかったので、また記載のほうを整理していただきたいのと、あとMOXパワーでは、
1:04:56	助言切り抜けた時に平井設備なんかが、温度が上がってでも、全然大したものになりませんよとか、そういうちゃんと根拠に基づく説明をしているんですが、
1:05:08	最初にパワー
1:05:10	あんまり何か根拠もなくただ考えられないという主張しているような感じを受けてですね、それで今ちょっと伺っているんですが、この辺もう少しちゃんと具体的に説明いただきたいんですがいかがですか。
1:05:28	はい、日本で直してございます。
1:05:30	ちょっと目視のほうの記載も確認をさせていただきます。雷撃による平井設備そのものの温度上昇だとかそういったものが補足説明資料にもうMOX側に入ってるっていうのは認識をしておりますので、
1:05:45	そこに繋がるような話をちょっとここに書かなきゃいかんのかなという印象を受けましたのでちょっとMOXの方の記載も確認をした上で
1:05:56	修正を検討したいと思います。以上です。
1:05:59	はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。で、後に多様な話で37ページ名、もう、
1:06:06	間接ラインの影響が展開されているというふうにおっしゃったんですが、37ページ目の下の、
1:06:12	ところをですね、具体的にどういう、
1:06:17	設計をしたのかっていうところ、
1:06:21	一番下の行電氣的物理的な独立性を有する設計とするためっていうふうに書いているんですが、
1:06:27	具体的にどういうふうにして、電氣的物理的な独立性を有する設計にしたのかっていう部分をここで展開するものだと思うので、その辺いかがでしょうか。
1:06:46	はい。日本原燃の大橋でございます。
1:06:49	ここでは電氣的物理的な独立性を有するって方針だけ言ってますので、
1:06:55	ちょっともう少し詳細に例えばシステムを全く別にするとかっていうようなことを電氣的物理的に図るためにどういうふうに設計するのかということ、
1:07:08	もうちょっと細かく、

1:07:10	ファクト。
1:07:11	いうことを、要求されたと、理解しましたのでちょっとここも検討させていただきたいと思います。以上です。
1:07:20	はい、規制庁ですその辺ちょっともう少しわかりやすくってところが、コメントの趣旨なので、もう少し具体的にとか、そういったところを少し説明を補足いただければと。
1:07:30	思いますと別紙の方はこれで終わりであると、この00シリーズに関しては別紙6のところ、ちょっと今回また整理いただいた変更前変更後の、
1:07:42	関係のところ、1点気になったところがありまして、51ページ目別紙6-2の、
1:07:49	電気設備の話、下の方。
1:07:52	なんです、
1:07:53	電気設備に関しては、変更前に電気学会の電気企画調査会標準規格に準拠した設計というふうに、今の変更後の基本設計方針が書いてないようなことが、
1:08:05	明記されてきたんですがこれはどういう整理なのでしょう。
1:08:13	はい。日本への足でございます。
1:08:19	変更後に書いてあるのは所定の絶縁耐力を有する設計とすると、具体的には、添付書類の方に書いてある通り3kVと、
1:08:30	いうものに対してちゃんと持ちこたえるような設計にしますということなんですけれども、それそのものをですね書かずともですね、従来からこの
1:08:41	従来からというか、現在もそうなんですけれどもこの電気学会の大井勉企画調査会、標準規格に則った集計をしていけばですね、自動的にその3kVっていう、
1:08:55	スペックは満たせるようになってますので、そういった意味で、従来設計としてこの標準規格に準拠した設計としているということを変更前のところに書かせていただいたと。
1:09:07	ということでございます。以上です。
1:09:10	はい。規制庁岡です。今も準拠してるような企画で、なぜ、変更前だけに書こうとした。
1:09:20	の加藤、その変更前と変更の関係。
1:09:23	で、もう少し説明いただけますか。
1:09:27	基本設計方針が本当に変わったのかなという観点で、
1:09:31	説明いただけますでしょうか。
1:09:35	はい。日本原燃の大橋でございます。

1:09:37	基本設計方針基本方針自体はですね何も変わってないと理解してました。ただ今回間接大都市感染者に対する影響として、
1:09:48	想定雷撃を 270 キロと想定したことによって、具体的な数値として 3 キロというものが出てきますので、
1:09:58	その観点でちょっと書き直したというような形になってしまっているということでございます。
1:10:04	この標準規格に則ってるというところについては従来も今現在も何も変わるところではないので、ちょっとそういった記載もですね変更にも読めるようにすることも、
1:10:18	必要かなというふうに考えております。以上です。
1:10:23	はい、規制庁課ですその変更前と変更まで違うことは違う設計方針がうたわれてるように感じますので、そういうふうに記載がなっているっていうところが、結果として、
1:10:35	ここに表れているという。
1:10:38	うん。なりますので、ここは今おっしゃったように、
1:10:43	変更も書くなり、変更前を通るなり、ちゃんとその変更前後で整合するように、記載だけ見てわかるように、整理していただければと思いますので、よろしくお願いします。
1:10:58	はい、日本への足でございます承知いたしました。
1:11:02	はい。規制庁岡です。00 シリーズに関しては私から以上なんですけど他の 00 関係で、
1:11:10	何か規制庁側から確認等ございますでしょうか。
1:11:21	特にないようでしたら 0 一井の方に移らせていただきたいんですが 01 に関して、何か説明等、県側からありますか。
1:11:34	日本原燃の大橋でございます。
1:11:37	それは外来 0 一井の資料について若干考え方について少しだけ説明させていただきますと思います。
1:11:46	前回に 2 月のヒアリング指摘をされておりまして、白井設備そのものの設計についての補足説明資料を、が必要だということで今回これを作成したということでございます。
1:11:59	資料の作成の考え方としましては、避雷設備や設置局の設計要件として、再処理施設共通の事項を記載していったというような考え方でございます。
1:12:13	さらに、この設備の申請会議に合わせてですね、設備ごとの避雷設備の配置概略図をですね別紙として示していくと。
1:12:26	そういった構成で考えておりまして今回冷却塔の避雷設備として、
1:12:32	飛来物防護ネット、
1:12:34	の吉良設備部を示させていただいてるということでございます。

1:12:41	あと避雷設備の健全性ということで、MOXの方では先ほどちょっと話に上がった平井設備そのものの温度上昇とかがってということも書かれてるんですけども、
1:12:54	再処理の方は社員等に落ちるといことですので、落ちるといことと想定してますので齋藤に、
1:13:03	車車駅等を申請する会社です、その健全性については示していくといことと一応考えておりました。
1:13:12	さらに構内接地系の配置についてはですね、まだ現状、申請対象が冷却と一つだけですので、
1:13:26	申請設備全体側でそのタイミングに合わせてですね、最初施設全体を見れるような構内接地系の配置図、
1:13:39	みたいなものをですね準備していくといことを考えてございます。
1:13:44	で、もう一つちょっと
1:13:47	申し上げておきたいのは6月10日先週金曜日。いいですかね。MOXの方の落雷の補足説明資料のヒアリングはされてまして、
1:13:58	その資料を見ますと避雷設備
1:14:02	の説明として、設計要件に対して具体的にどういうふうにくこの平井設備に展開していると、いことが読めるような、
1:14:13	資料になっていたんですけども、ちょっと今回我々が提出してる資料の中ではそれがちゃんと読めるようになってませんので、ちょっとMOXのオオキサイ程度も確認した上でですね、
1:14:25	今回この補足説明資料の、
1:14:28	設計要件、
1:14:30	記載されているものがですね、別紙の概略図のところてどういうふうて展開されて、
1:14:39	その通りに設計されているかと。
1:14:42	いのがわかるようにですねもう一度中身をきちんと検討してですね再度提出をさしていただき、いただきたいと考えております。
1:14:54	説明としては以上でございます。
1:14:56	はい。規制庁岡です。ちょっと先ほど説明の中で、MOXの方は、ヒアリングにおいて、こうだったみたいな説明がありましたて、原燃の中で、MOXと再処理で同じ条文を作るときに、
1:15:10	情報共有等はしてないんでしょうか。
1:15:15	はい。日本原燃の大橋でございます。
1:15:17	情報共有はしてましてただこの資料を作る時にですね、ちょっとMOXの最新のものてまだ入手できていなかったのて、

1:15:27	ちょっと古い版、MOXの方の古い版を参考にして最終的に作り上げたんですけれども、ちょっと作り上げて提出してしまった後です最終版を確認したらですね、
1:15:41	ちょっとMOXの方も記載が詳細になっていたなということを感じまして、ちょっとよくなかったなというふうに思っているところでございます。
1:15:51	ちょっと直前に目標記載程度が違うよということもですね事務局の方のレビューとかですねその辺で言われてはいたんですけれども、ちょっとそこを直しきれず、
1:16:03	提出期限を迎えてしまったということでちょっとこのような対応になってしまって申し訳ございませんでした。
1:16:10	以上でございます。はい。規制庁奥です。わかりましたそういうスケジュール的な事情があったということで一応理解しておりますが、
1:16:19	そちらから説明されたのでいいですがMOXとかなり、説明の深さみたいなものはやっぱり違ってですね、かつ再処理の方は、やはり
1:16:32	添付資料をしっかりと、まず方針をどういうふうを書く、どういうふう設計するという方針を添付し添付書類の方で展開して、
1:16:43	それに基づいて設計しましたっていうのが、こういう補足なんかである。
1:16:49	完全にわかるようになってればいいのかというふうに考えていますで、今のその借りた01だと、添付書類に書いてあるような方針、
1:17:01	どうもちょっと違うようなことが書いてあったりしてですね、少し追加をされていたりしてですねその辺の位置付けがよくわからなかったんですが、ここはどういう整理なんでしょうか。
1:17:17	はい日本原燃の大橋でございます。
1:17:19	今回、私が資料を作成した時の
1:17:25	意図としましては、まず添付書類側の方はですねできるだけJIS規格の言葉に近いような書き方を
1:17:35	できるだけしてたと。
1:17:37	それはDIS客との整合を見るためにもそうする必要はあるかなということでそういうふうになりました。
1:17:44	一方で補足説明資料の方はですね、もうちょっとそれを具体化して説明する必要はあるかなというふうに思いましたので、もうちょっと、
1:18:00	実装減額適用してる箇所とかですね、それはJIS規格によらずに我々が再処理施設の設計として、
1:18:10	自主的に厳格適用してる場所なんかを特に
1:18:17	詳しく書くようにですね、そういった意識で通達されております。そういった意味では添付書類よりも若干詳しいとか、厳しい

1:18:29	設計要件を記載してる箇所があると。
1:18:32	そんなような意識で作成をしています。以上です。
1:18:36	はい。規制庁岡です。添付書類側で、設計方針として書いたものよりも、
1:18:46	それを展開したような形で、こちらでまとめられている設計要件としてまとめられているというそういうような、
1:18:53	位置付けでしょうか。
1:18:56	はい。日本原燃の青井でございますおっしゃる通りでございます。
1:19:00	はい。規制庁加賀です。再処理の落雷に関してはやはりちょっと手厚くく一するということでそういう設計要件みたいなところまで含めて、テンプレ側で、
1:19:12	こういうことをやっていきますっていうようなことを、
1:19:18	言うのかなと、宣言するのかなとっていて補足に関してはあくまでそうそこで、こっちで設計しますあっちへ設計しますっていうような部分を、
1:19:31	それぞれの設備に展開するところを書くという概要を書いた上で、それぞれの設備の具体を書くみたいな。
1:19:40	漢字をイメージしていたんですが、いかがでしょうか。他の条文等そろえると。
1:19:47	もし添付書類があるような条文だったらそうなるのかなと思うんですが、いかがですか。
1:19:58	はい。日本原電の大橋でございます。
1:20:03	確かにちょっと大枠でざっくりと書き過ぎている嫌いはあるかと思えますので、
1:20:10	もうちょっと補足で書いているようなところもですね添付書類側にしっかり落とし込んでいくと。
1:20:18	その上で、ここの設備の避雷設備についてももうちょっと詳しく、補足の方で展開するというような方向性でちょっと考えたいと思います以上です。
1:20:29	はい。規制庁岡です。よろしく申し上げます。当MOXなバーでも、ちょっと
1:20:35	確認したんですが、
1:20:38	最新の規格との関係とかですね、そういったところはしっかり論じていただきたくてですね、業績方針のところでも書いているところもあって、
1:20:49	しっかり直していただくて特に再処理の場合は弱 460 町井なんかは、2020 の経緯が再処理施設でのトラブルを踏まえた改定だったりもするので、

1:21:00	そういったところとの関係っていうのをもう少し分析とか、あと、
1:21:06	そその関係ですね、今の部分はこうなっていて、こちらによってはこうなってるみたいなものをもう少し説明追加できたらと思うんですがその辺はいかがですか。
1:21:21	はい日本原燃大橋でございます。モク数のヒアリングの断面で指摘された最新の弱の記載を確認しておくということについても聞いておりました、
1:21:33	ちょっと最新の大木カクウそのものを入手ができてないんですけども、
1:21:39	ちょっと知り得る範囲で公開審査分審査版の最新規格を参考に、ちょっと中身を確認しております。
1:21:49	で、確認しましたところを、最新の規格の反映事項としては、どうも再処理で起きたトラブル、
1:21:59	を反映したというのが主だったものようですので、我々のこの設計方針、ワー、最新の規格を取り込んだものになっているものだと。
1:22:09	いうふうに考えられますけれども最新の規格をですね念のためちゃんと入手をしてですね、違いを把握した上で、その志賀についてもちょっと説明を加えたいと思います。以上です。
1:22:21	はい、室長課です。そういう対応で結構ですのでよろしく願います。
1:22:26	私から落雷関係は以上なんですが、規制庁側から、どなたか何かありますでしょうか。
1:22:34	規制庁の中ですけど、ちょっとコメントを繰り返しになるんですけど、
1:22:40	今日提示いただいた
1:22:43	外来の01というところですね
1:22:47	前半概要から始まって、落雷に対する考慮とか、
1:22:55	55ページぐらいまで設計要件とかですねそういうものが1人書いていてですね。
1:23:01	ちょっとこの位置付けが何なんだろうかというところで、
1:23:06	ちょっとわからなかったところはあったんですがご説明によると添付である程度ですねその規格に基づいて書いて、
1:23:18	それを詳細に書いたというようなご説明ではあったんですけど、
1:23:23	資料見る限りですね、特段何か、
1:23:27	外来01がですね何か詳細に書いたというようにも見えなくてですね、かえてその
1:23:34	添付と違うことを書き、少しそのニュアンスを変えて書いてることで、何かどちらが正しいのかとか、

1:23:42	そういう整合性がとれないところがあってですね、最初に施設については一応その雷というのがですね一つの
1:23:51	自然現象の一つとしてわざわざ交点ポツ、
1:23:55	書類としてですね、作り上げるというところで多少MOXの位置付けが違うのかなとっていてですね、そういう意味では
1:24:03	先ほど少し話もあったかと思うんですけど、基本その添付の中でですね説明できるものは、
1:24:11	説明をすると、それだから
1:24:14	休日と真実とかそういうことであればですね
1:24:19	どちらかでも基本的に設計しつつ新たな知見についても適宜取り入れて
1:24:24	設計してるのかどうかというそういう方針を一つ、述べた上で具体的にどうということ
1:24:34	設計をしたのかというところを、或いは今補足で書いてあるようなものをですね教室の添付の方に書いていただくのかなというふうには思っていますその上でですね
1:24:46	添付では少し細かすぎるような個々の設備に対するその規格との関係とかですねそういうところはその補足で
1:24:57	添付で行っていたここについては、もう少し詳細に述べるとこうだ、あると。
1:25:02	というような、何かそういった構成が必要かと思っていてまた再検討していただくということでまたそれは確認させていただきますが、基本
1:25:13	何か添付とダブったようなですね補足説明資料はあまり要らないのかなとっていてですねむしろその、
1:25:19	5点の方に寄せるような方向でちょっと検討いただければと思います。以上です。
1:25:26	はい、姫野オオハシございます。
1:25:29	ブーに書くべきところと補足に書くべきところとをもう一度ちょっと整理をし直したいと思います以上です。
1:25:42	あ、規制庁からです。こっから落雷関係ないようでしたら次、次のメニューに移っていただいて、
1:25:49	ければと思います。
1:25:52	規制庁田尻ですけど振り返りとかっていやプリンティングでやりますか。うん。
1:25:57	規制庁からそうですね落雷で1回入ってきたら、振り返りと今後の対応方針、お願いします。
1:26:09	はい日本語に直してございます。
1:26:11	ちょっとたくさん書きましたので、
1:26:14	ちょっと重立ったものを言っていきたいと思います。

1:26:24	まずは別紙関係、変更点の記載の仕方がはめ過ぎてないところがあるといったこと、それから設計基準事故の
1:26:35	の組み合わせの記載がないといったところについて検討し直すというところろうです。
1:26:41	それから波及的影響の記載のところについて、
1:26:47	教えをちゃんと書いた上で機械的な影響はないということをちゃんと書かないと、よくわからないといったところなのでそちらの記載については再度検討させていただきます。
1:27:00	それから、工程停止のところの記載ですね。ここも影響を確認した上で停止をするしないといった判断をするといったところについては、
1:27:15	他の外部火災等の書き方も参考にちょっと記載を再検討するというところでございます。
1:27:22	それから別紙1の②関係で重複のところがございますこちらの方見直しをし、いたします。
1:27:31	それから別紙のこれは、
1:27:36	3でしたかね。
1:27:38	第1回申請等次回申請のところの記載の不整合をがあるといったところがありますので、こちらも見直しをいたします。
1:27:47	それから設計対象の一覧のところですね、次回、何を申請するかというところ明確な記載がないのでそれをわかるようにしなければいけないといったところがございます。
1:28:02	それから
1:28:05	想定する落雷の規模だとか、あと第1点の考え方の記載のところの説明がちょっと不十分ということで現状だと、直接来館世代どちらも、
1:28:19	270キロというふうに読めてしまうといったところがありますので、こちらの方もちゃんと直接間接の仕分けをした上で記載を修正するということ。
1:28:29	あと他の建屋に小さい雷撃があった時の影響についても記載を検討することかと思えます。
1:28:38	それから、
1:28:41	エイジスの運用についてですね。
1:28:45	マシン時数なのか厳しい休日なのかというところをちょっと明確にするようにということで設備ごとにもですね新JISを適用してる範囲が九州を適用してる範囲かというのが、
1:29:00	わかるようにということ、明確にするようにしたいと思います。
1:29:07	あとはJIS能適用の仕方についても結果だけ書いてあってどうしてそういう人も

1:29:16	というのがわかるような記載をJ I Sのほうの記載、参考にしながらもう一度ちゃんとを詳しく書くということでございます。
1:29:26	それから避雷設備の対象一覧のところ、防護ネット自体が避雷設備なのかボンネットに避雷設備を設置するのか、その辺がちょっとものによって、混在してるような感じになってるので、
1:29:41	全体的な整合を図るといったことがございます。
1:29:48	それからここは救急のところの書き方ですけども電氣的の電氣的な影響と機械的な波及影響といったところの関係性がちょっとよくわからないような記載になってるので、
1:30:03	MOX温度評価の関係もですね確認した上で、ここの記載も修正をするといったところがございます。
1:30:16	それから多種類対策として、電氣的物理的分離といったところについては、もうちょっと具体的な設計がわかるような記載にするといったところがございました。
1:30:30	それから別紙6の②ですけども、特に電気設備のところの変更前後で記載の仕方が、全く違っていて従来から変わっているのか書けないのかよくわかんないということですので、
1:30:45	従来から変わってないということがわかるようにですね、ちょっと修正を加えたいと思います。
1:30:52	以上が外来の00-01でございます。
1:30:57	それから外来01の方ですけども、
1:31:01	こちらについては全体的に記載の深さがMOXと違うといったところ、ところで、MOXの記載程度を確認した上で、
1:31:11	記載を検討すると。
1:31:14	それにあたってはまず添付で、何を書くのかもっと言うと、今回はそこで書いたようなこともそこに書けるような部分が大分あるということですので、
1:31:26	法則に各店舗に書くべき部分と、その上で補足に調べて詳しく書く部分と、再度仕分けをしてですねもう一度作り直したいと思います。
1:31:42	当最新の弱をちゃんと確認した結果として、
1:31:49	設計に反映してるということがわかるようなことを記載をすると。
1:31:54	いったこと。
1:31:55	外来する位置については以上かと思います。
1:32:00	以上でございます。
1:32:01	はい。施設側からです。今、こちらからコメントしたことは網羅的2反映され、今、

1:32:10	言っていたかなあとと思いますが、まだ精査が続くということで、ここだけじゃなくてその全体的な成分がやっぱり結構見られたので、その辺も含め、
1:32:22	また少し一斉生産方法、続きをお願いします。
1:32:27	竜巻の方、お願いします。
1:32:36	すいません日本原燃の高橋です。
1:32:40	ちょっと振り返りの最後一つ、我々ちょっとレビューしてる側としてもですね、やっぱり何が資料としてできてないっていうところの事前の説明。
1:32:53	修正方針のところ、きっちり説明できるようにするっていうことと、
1:32:58	あとやっぱりヒアリングできっちり説明者側の回答できる。
1:33:02	うんするというところ、あと、我々が気づいたところの、きっちりそういうところが資料に反映されてるとかですね、ヒアリングできっちり説明できるようになってるかというところのフォロー、
1:33:16	きっちりしたいというところかと思ってますんで、そのところは、今後、きっちり対応したいと思います。以上です。
1:33:26	はい。規制庁岡です。
1:33:29	今後も引き続きというところだと思いますので、そういうところを意識していただくのが重要かと思しますので、引き続きよろしくをお願いします。
1:33:42	よろしければあとは竜巻の方、移っていただいて、
1:33:47	はい。それでは、日本原燃喜納です。それでは外竜巻整合とですね、あとは00-0 医長から併用しながらの説明になります。
1:34:00	まずは竜巻のところでは今回のヒアリングについてなんですけども、ちょっとそこを説明させていただきます。竜巻の中で、再処理とMOXの違いっていうのは、最初はですね屋外の竜巻防護
1:34:16	対象設備があつてですねそれを守るよための、竜巻防護対策設備があるっていうのが大きな違いかなというふうに考えてございます。またですね使用済み燃料キャスクの話もある。
1:34:30	ですがそういった違いがあると。そういったことを踏まえて、これまで内容説明何度かさしていただいたところですが、
1:34:39	ちょっとまだ
1:34:40	いってない。
1:34:41	といたしまして、評価対象部位の考え方の部分が残っているというふうに考えてございます。
1:34:48	で、そういったところがございますので、本日共通00-別紙4とですね、ふく説明資料の添
1:34:58	イヤー外竜巻05を用いて説明させていただきます。

1:35:02	ではですねまた先ほどカラーの違いからくるところにはなるんですが、新船の記載につきましても、再処理側でですね説明が必要なものとして残っているというふうに考えてございます。
1:35:16	こちらについても、当間評価対象部品の話をし、実施しました後に、このヒアリングの中でですね、事実確認させていただければと考えてございます。
1:35:28	その際にはですね全体の考え方というのは今回のヒアリングの中でご説明させていただき、竜巻の記載については取り上げるんですが、外部火災、
1:35:39	に関する記載だとかはですね別途、外部火災の方の共通 00 ともありますんで、そちらの方と関係を議論させていただきたいというふうに考えてございます。
1:35:49	それでは 05 なんですが、もう 1 回ちょっと説明に入る前にですね外二つ楨 00 も関係することになりますんで、
1:35:59	再処理側でですね 6 月 2 日に提出した竜巻の共通 00 の位置付けについてちょっと混乱させてしまったところがあるんで明確にしておきたいというふうに考えてございます。
1:36:12	6 月 2 日に提出させていただいた竜巻の共通 0 なんですけども、MOX の方ですねヒアリングしたその指摘事項を、
1:36:22	含めて、ちょっと全部は反映し切れてはいないんですが、当間木造と調整ついたものについては反映したものとなっております。
1:36:33	ただベースがですねちょっと複数の補正申請で出したものよりも先に出てしまったということもあって、ちょっとそこで大分混乱させてしまったのかなというふうに考えてございます。そこは申し訳ございませんでした。
1:36:49	んでですねあとですね、外竜巻の方、00 の方でもですね、6 月 2 日の提出以降に、社内の方で再度資料確認してですね、資料の修正が必要な箇所は確認してございます。
1:37:05	ちょっと今回は 0 別紙 1 という話ではあまりないんですがちょっと例えば別紙 1 からですね別紙 26 の展開で、
1:37:16	当間香西というところですね抗生剤と書いてしまうなどの不整合だとかですね、あとは、その各別紙での動きっていうのも確認してございます。
1:37:28	例えばあとは別紙 3 と 4 での、
1:37:32	1 人のフジノ不整合だとかですねそういったちょっと不整合、
1:37:35	的なものが、まだ残っていることは確認してございますんでそちらは、精査してですね修正して再度提出したいと思えます。
1:37:47	それでは塗装竜巻 05 の資料についてご説明させていただきます。

1:37:53	まず6月5日の提出の外竜巻の、05R6になってございます。
1:38:02	外竜巻05なんですけど中身に関して、説明するつもりはないんですがこちらの位置付けとしまして、前回のですね、4月7日、今までは、構造上弱い部位っていうのを代表してですね、
1:38:17	評価する方針としていたんですが、前回のヒアリングの中で、代表性の説明という部分で弱いというふうなご指摘を受けたというふうに認識してございます。
1:38:29	そこですね、含み選定の方針を見直しでございまして。詳細は05の中に記載した通りなんですけど、見直し信号の考え方としましては、建屋のように、全方位、
1:38:45	建屋のような、その全方位を追われているようなものを除きまして竜巻の風が当たる部位というのは、構造健全性評価の対象として、
1:38:56	それを評価するというふうにしてございまして。その際に、健全性を評価するために、強度評価が必要な部位というふうに考えたものをそちらの方を評価対象部位というふうにしてございまして。
1:39:11	構造健全性評価においてはですね、部位の設置状況でどういうふうに置かれてるかというふうなものも踏まえて、風力係数への
1:39:22	影響を考慮することとしてございまして。
1:39:25	具体的なところではですね外カクウとなる部分で追われているものにつきましては、風力係数の低減が大きくですね、平常時の風速以下までの、
1:39:38	その荷重の低減というのが見込めるということですので、そこを確認してございましてその低減効果を踏まえて、構造健全性を評価していると。
1:39:49	おそらく05の結果を踏まえまして共通00-別紙4の強度計算書の方は見直したものを提出させていただいております、その中でですねそちらも見ていただければ新たに観測レームであるとか、Headだとかファンディング等の部位を、
1:40:07	評価対象部位といたしまして、評価結果を、資料に記載してございまして、本日は、その05とですね、別紙4の部分を用いてですね、事実確認させていただければと思います。
1:40:23	はい。ご説明の方は、まずは05の方のご説明以上となります。
1:40:30	はい。規制庁の谷です。突然先確認したいんですけど、00っていうのは今日この後何かするんですけど、何か言っといた方がよければ先に言うてしまう。この後何か使うのであればそのタイミングで融資なんですけど。
1:40:44	基本的には日本原燃奈須。基本的には05の方で話がと、

1:40:51	完結するかなとは思ってますんでどうしようというふうには考えて ございません。以上です。
1:40:57	規制庁田尻です。江藤水戸 00 に関しては、
1:41:02	されているという
1:41:04	この後の内容を見たんですけど少なくとも、MOXレベルにも行ってな いというふうに認識してるので、後で時間と 05 とか補足の方にまず入 りたいということなんでそっちの方やって時間があれば
1:41:16	伊倉バレエぐらいを言わせていただこうと思うんですけどまずは 05 と いう形で確認させていただければと思います。
1:41:24	まず 05 に関してなんですけどこれまでも何度か示さ費用幾ら返しながら ということだと思うんですけど、
1:41:30	ちょっと所々表現に近い話かもしれないんですけど、意図があって、
1:41:35	人
1:41:36	単位ですが右下 3 ページのところを、
1:41:38	05 の資料で、
1:41:41	まず 2 ポツの括弧 2 のところで、
1:41:44	構造や設計環境を踏まえて設計竜巻荷重が直接作用する部位をつて形で 書かれていて、この直接作用というのは何までを指していくのかという のをちょっとわかりづらくて
1:41:56	面で受けるところ言いたいのか、それともそこに付随してボルトとかの 話も言いたいのがちょっとわからなかった
1:42:03	実を指してるんですつけ。
1:42:05	日本原燃田仲でございます。こちらにつきましては、ちょっと風が直接 採用し、荷重の伝達も含めて採用するところへと実際としては
1:42:15	評価するということの方針としておりましてちょっとここの方で書き足 りない、荷重が伝播して採用する部分、つまりボルトの部分になるん ですけど、そこがちょっとあまりちょちゃんとしてよく見えないような文章に なってるんで、そこについて修正させていただきます。
1:42:30	以上です。はい。規制庁田尻です意図はわかったんですけど直接採用す るというふうに言われてボルトとか書きづらい気がするので今、言葉を 適正化されるということだったら理解いたしました。
1:42:42	あと、
1:42:43	ちょっと言葉の役場の話なんで、
1:42:47	もしないんですけど、2 ポツの最初の 34 番目のところに、構造健全性の 確認が必要な機器というので構造健全性評価対象機器というのが書かれ ていて、これが多分今回後ろの方で、
1:42:59	例えば 12 ページとかで出てくるルーバーとか観察の話を言われてるん だと思うんですけど、

1:43:06	ここで言ってる評価対象機器っていうのは、設備設定と違って出てくるやつをさらに分解したものと思っておけばいいですかね。
1:43:16	日本原燃田仲でございます。加地さんのご理解の通りでございます。以上です。
1:43:22	規制庁タジリず、言葉だけの話かもしんないすけどね設備先生出てくるのが設備設備で、そこからスピーカー分離されてさらに部位がいるようなイメージですかね
1:43:35	逆郷ちゃん略語なんですけど、
1:43:38	あくまでここで1.73%と。
1:43:41	それを確認する上で、一つの設備の中でそれを分離して要は個別個別で全体で評価すれば済むものがあればそれで評価するけどパーツに分けて評価しなければいけないものがあるので、そこをまあ機器というのが正しいかわかんないけど機器と呼んで、そこんところを評価対象機器っていうふうに呼んでいるような感じと思っておけばいいですかね。
1:43:59	はい。日本原燃田仲でございます。その通りでございます。
1:44:03	規制庁谷です。これは他の外部事象も受けて何か内藤他の事象でもこのような言葉を使ってみましたっけ。
1:44:13	日本原燃高でございます。こちらの記載につきましては、火山についても同様の記載をしておりますし、機器の選定という言い方としましては耐震も同様の呼び方をしてございます。以上です。
1:44:28	規制庁館です。わかりました設備選定と別途に評価対象のVっていうのがかさなんかも重なる形になるので一応評価対象機器と言ってさらに細かいものとしてVっていう話も開きながら補足とか整理されてることで、非常に
1:44:42	言われてる趣旨は理解いたしましたと。
1:44:45	その上で少し中身に入っていったんですけど、
1:44:53	右下16ページで、
1:44:57	選定理由のところでもスキミング課長なんで、スキミング発言待ち内容について発言になってしまったら後で言っていただければと思うんですけど、このルーバー
1:45:07	をいろいろなところから書いてあるものなんですけど、
1:45:12	ここっていうのは
1:45:14	落下対象っていうのはここに書かれてるものに限定していいものなのかそれともルーバー自体の落下っていうのも考慮してるもんでいうとどっちですかね。
1:45:30	日本原燃田仲でございますとおら対象としてはこの文章に書いてあるものが落下すると、いうことを想定をしております、ルーバー本体の落下っていうものは考えておりません。以上です。

	条件のところ、井谷米の話が書かれているのと流域っていうのが書かれているのは理解するんですけど、
1:48:18	29 ページのところ、図面が下一番上に図が書かれていた 2 枚が並んでいて、その間における風流保有ケースってのはどうなるかっていう考え方が、
1:48:27	けど、今回一応実物としては要するに困われたようなものなんで、より不良件数がおさまるとい話が重なるって話で構わないんですけど、この話が今回のやつにどこまで適用できるのかっていうのがぱっと見よくわからなくてですね
1:48:42	今田沼描かれていて、四角だったら
1:48:46	両辺の話をやっているとさらに側面のところにもいた代わりは今回状態になるんだと思うんですけど、その時でもこういう話そのまま適用できるという話なのかもっと保守的になるとかそういう考察でなんかされてるんですけど。
1:49:02	日本原燃田仲でございます。こちらの方は実験を基にしたものとなっております。まして衝立が 2 個並べてその結果の風力係数の変化を表しているものです。
1:49:16	実際のところ、
1:49:18	それ、それから出しているものでして、実際実機の方につきましては困っているということなので、
1:49:27	J I S、東條他からの回り込みというものがこの実験より少ないと考えられますのでより保守、より安全側な結果になると考えてございます。以上です。
1:49:40	長田尻です。この文献のところ、適用条件はこのまま書かれてる可能性もあるんですけど、文献としてどこまで書かれてるかっていうのを示していただきたいのと、
1:49:50	あと要は今回隅田からそういう適用は、適用条件とか見ればわかるような気もするんですけど要するに当てればなお保守的っていうところの考察も書いていただきつつ、
1:50:00	かつ、その上では風力係数が小さいから、それがどの程度の値だったらいいかみたいな話
1:50:07	今回竜巻想定してるけど通常時の方とあんま変わらないぐらいまで低減されるって言うから、あまり効果がないんですよってんだったらそういったところの考察も欲しいところだと思ってるんですけど要は
1:50:17	これぐらいちっちゃくなるんですけどっていうところなんですけど、ちっちゃくなったものが、どういった値だから大丈夫っていう説明をされてるのかがちょっといまわかりきらなかったんですけどそのあたりで何かありますか。

1:50:28	日本原燃田仲でございます。風力の係数の間、関係から、一つ目の外郭に当たるものと、内側に当たるものへと力の関係としては18分の1の関係になってます。
1:50:41	この18分の1というものが風速でにした場合ですと、
1:50:46	メートルの風が当たって外側に当たったとして内側の風には23メートルの約23メートルの風速になるというところがわかっておりますのでそこについての記載を拡充したいと思います以上です。
1:51:00	それと同じです。ただいまみたいな数字を言っていた方が別にそれが正確な値っていうのはわからないですけどどの程度の値っていうのは掴みやすいかなと思っていて23メートルとかの値だったら別に特殊特出したような感じの浮力にもなってないような気がするので、そういったところも考慮して、
1:51:16	そこまで小さいんだったら大丈夫ですという説明をされたいのであれば、要は、何か、
1:51:21	とらえていただいているんですけど最後まで結論
1:51:25	はいいいかなという気がするんですのでよろしくお願いいたします。
1:51:30	日本原燃田仲です。了解いたしました。
1:51:34	うん。右下34ページなんですけど、
1:51:38	このページの位置付けがよくわからないんですけどこれっていうのは波及影響の防止の観点か何かで評価したって言ったらいいんですかね、ここが。
1:51:49	施設機器が並んでるの自体は構わないですけど書いてあるのが影響がないことを確認しとか、評価してるような話を書かれたりはするんですけどここっていうのは何を説明した実績、
1:52:04	日本原燃田仲でございます。こちらのもともとの記載の意図としましては航空機落下火災の方でご指摘を受けておりました当選定に漏れがないかという観点で、
1:52:18	示しているものになっておりますこちらに示している機器というのは冷却機能に寄与がない江藤附属し、冷却塔に附属しているようなものを今列挙して、
1:52:29	ございましてそれに、それに対するどういうふうに考えているのかというのを今、記載をしていたところでございます。以上です。
1:52:39	規制庁タジリつつ、冷却塔の附属機器みたいな形でそこに存在はしてるけれどそいつ自体が損傷しても安全機能を損なわれるものではないので、要はそういった落下するなり何なりしてる波及的影響に関してちゃんと確認しましたという話かとは思いますが。

1:52:54	ちょっとマスキングなのか悪い評価をされてるんだと思うんですけど、そういう評価結果との関係でいうと何まで示そうとされてるんでしたっけ今回。
1:53:08	日本円た家でございます。こちらの評価の結果につきましては我々事業者で抑えていく、おくべきなものと考えておりました特別
1:53:19	江藤甲と影響がないという重要性っていうところから、お示しする必要はないのかなって、今考えていたところでございます。以上です。
1:53:30	規制庁田尻です。どこまで示すかっていうところローではあると思うんですけど波及影響を考慮する機器まで買い物とかだったら悪影響の評価したものとかも示されてる気がするんですけどそういったものをどこまで示すかって、
1:53:45	個別の機器全部、立ち上げてってその評価結果全部示せてっていうのもやり過ぎな気はしているんですけど。
1:53:51	何か微妙な奴らがいるような気がしてそれなりのカサモってそんな機能するものが、名前だけ見るといる気がして、そういったところってどこまで整理されてるんでしたっけ。
1:54:04	あ、すいません規制庁コサクですけど。
1:54:06	そもそもですね、竜巻に限らず他の波及影響もなんですけど、波及影響としてどういうことを考えるか、どういう評価をして問題ないということにするのかっていう方針は、
1:54:19	一式出していただくということで考えていて、その適用として個々の機器の評価っていうのまではこちらでも聞くんではないと。
1:54:29	いうところなんですけど。
1:54:31	その点のご理解いただいているんですかね。
1:54:44	すいません日本原燃のサカモリでございます。先ほどのコサクさんの発言の意図を確認させていただきたくてですね波及的な方針を示すって言ったのは設備としてのまず大きな方針をきちんと基本設計方針だとか添付で示して、
1:54:58	今回の冷却塔のようなキーごとでまた波及的影響を見るものはどうするんだという趣旨のご発言でよかったでしょうか。いや、全然違って、
1:55:09	大本として波及影響です。
1:55:13	波及影響の機器なのか部品なのかはそれはどうでもよくて、
1:55:20	周りから影響を与えないように周りのものについてはこういうふうにしますという宣言があれば、それが機器だろうが設備だろうが、対応するのは当たり前になって、
1:55:30	手法なり何なり、Bの用語そちらの方で整理をするのかもしれないけど、

1:55:36	やることは明確になるってということだと思っんですね。ここで言ってる ところ、発注かかっているんで、あんまり具体は言いませんけど、全般的 には、竜巻であれば固縛をするとか、
1:55:49	飛ばないようにV字にするとかっていうようなことに、
1:55:53	なるんだと思っんですけど。
1:55:56	そこら辺は、
1:55:59	中国当たり前の設計であって、
1:56:02	こういうように評価をして大丈夫にしますって言えばいいだけのよ うな気がするんですけど。
1:56:08	その辺りって、
1:56:10	どうなってるんです。
1:56:11	実用炉でもそういう固縛なり何なりの概念で、ある程度類型としてこ ういうふうにやりますっていうのを説明されてたよな気がするんですけ ど。
1:56:23	はい。原燃のサカモリでございます。まず現状をお伝えさせていただき ますと設備関係という意味で波及的な影響を見るというのは当然記載を してございます。
1:56:33	部品パーツで見るとっていうのはそれ設計として当然やるべきでございま して、それは当然考慮してございますただそれが今の申請書どうかにか 書かれているかという、ちょっと書かれていないというのが実態でござ いまして、
1:56:45	その表現はちょっと見直したいと思っます当然配慮すべき事項ではあ ると思っしておりますので、記載のちょっと見直しの方をこれから図っ ていきたいと思っます。以上です。
1:56:55	規制庁コサクです。今の何ですかね設備と書いてあるところ設備機器等 とかな、部品とかっていうっていう古藤ぐらい。
1:57:06	んなのかなっていう気はしますけど、一方でちょっと私自身が全部見て ないので申し訳ないんですけど、例えば固縛の方針とかで、こういう荷 重に対してこういう評価をして、大丈夫なよな方法を取りますと かっていう方針はちゃんと整理されてるっていうこといいんですか。
1:57:28	日本原燃のサカモリでございますご認識の通りです。以上です。
1:57:35	おそらくです。立石さんそこ資料のどこで見ればいとかっていうのは タジリさんは把握してます。
1:57:41	規制庁タジリです多分、個別の方針とか全体の設計方針とかで本文添付 で謳ってるレベルだけですねしかもなんか個別どうこうという波及影響 防止についてどうこうってところの話を今されましたよに多分、
1:57:55	だから、具体的にそこまで書いてるイメージがないんですけど。
1:58:00	これ書いてましたっけ。

1:58:05	古作です。私もそういう認識でいて、例えばですけど先ほど 00 については説明するつもりがないって言われてましたが、00 別紙 3 なり別紙 5 で今の点どういうふうになってるのかって説明してもらいます。
1:58:27	ページ探してるんでさお待ちください。
1:58:47	日本原燃の古川です。
1:58:50	設計飛来物。
1:58:52	以外の想定される飛来物に対する資金については、もちろんまず別紙 1 の、
1:59:05	右下 16 ページからまず記載はしております。
1:59:09	さらに、
1:59:11	設計飛来物を超えるものというのは、うまく
1:59:15	固定固縛等の対策を実施することを記載しております。
1:59:21	さらに、その基本設計方針に記載した事項というのは、
1:59:27	後で別紙 3 のページを探しますけれども、
1:59:32	別紙 4-2 の方で、
1:59:36	展開をしております。
1:59:53	ちょっと別紙 3 の②の方でご説明させていただきますけれども、
1:59:59	右下 69 ページ、別紙 3-2 です。
2:00:04	中段あたりに、
2:00:07	6-1-1-2-2 ということで、竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定っていうものがあると思いますして、
2:00:17	具体としては、右下 70 ページ、
2:00:20	の 3 ポツから、竜巻防護のための固縛対象物の選定というところで、どういったものを、
2:00:28	固縛等の対策を行うべきかということを記載しております。以上です。
2:00:35	新保です。すいません。どうぞ。ちょっと頭の整理、
2:00:40	今おっしゃられたのは木場黒野話で、
2:00:43	提供の話かと思ってたんすけどいろいろと固縛で整理されるっちゅう話されたんでしたっけ。
2:00:52	自分が思っていたのはどっちかっていうと波及影響防止の設計方針って例えば右下 90 ページとかのところで配慮に関する基本方針がうたわれていて、
2:01:02	竜巻防護対象施設に悪影響をおよぼし得る施設の設計方針として破損とか動向とかでは大丈夫なようにしますよってのがうたわれてて、あとでちょっと 00 時にとったんすけど構造健全性を維持することによりって言葉があつてこいつが何までとしてるのかなっていうのがオカザキ等で聞こうと思ったんですけど。

2:01:19	そういったところで読むのかなと思ったんですけど、さっき言われてたような
2:01:24	機器のルーバーとかいろいろあったと思うんですけど閲覧って、木場空のほうで謳ってる先は急遽防止ではない。
2:01:39	日本原燃のサカモリでございますすみませんちょっと質問を正しくこちらが把握できていませんでした。そうですね。ルーバーとかは波及影響の観点で、になりますので、田尻さんがおっしゃったような90ページのこのFのところに、
2:01:56	おそらく入り込んでくるものかなあというふうに思っております。以上です。
2:02:02	規制庁田尻です。その時にこの波及影響をおよぼし得る施設に対して先ほどすみません自分が34ページの指摘曖昧にしちゃったところがあると思ってんですけど34ページって、評価しますっていうところを前面に打ち出してるんですけど。
2:02:17	評価を前面に押し出すんだったら評価結果どうすんでしたっけって話になるんですけど、評価どうこうじゃなくて、もうガチガチに固めて起こってないようにする設計にしますっていうふうに訴えれば、設計で終わってしまう話だ。
2:02:30	それとの評価で確認するんだと思うんですけど、要は奥落ちないようにしますよとか固縛しますよっていう設計で、そういうのを防止防止しますよっていう話シートカーで謳うのかなと。
2:02:41	けど、もともとここに書かれている構造健全性を維持することによりっていうのがどこまで謳ってるのかがわかんないのと、今言ったような話っていうのが、どのレベル添付レベルのどっかに書かれてるのかとかその部隊がちょっとバツかいずれ掴みきれてなかったっていうのがあって多分今話になっている気がするんですけど。
2:02:58	今日はちょっと認識違ったら指摘いただけると助かるんですけど。
2:03:04	と規制庁コサクです。外れてはいないんですけど、結局、
2:03:12	先ほどちょっと戻ると、波及影響の防止として固縛と、構造健全性ってのがあるのであれば、固縛については
2:03:21	防護対象設備の固縛と同じですかですね、何らかリンクを貼って、対応することも可能だとは思いますが、その点で、
2:03:32	元の説明もそんなに悪くはないとは思ってはいるんですけど、一方で、選定のところでの説明だったのでいや選定じゃなくて評価方針なんですけどっていうところがやっぱり足りないというところもあります。
2:03:46	で、いずれにしても、
2:03:51	す。

2:03:52	波及影響の先ほどの90ページっていうところも、結局入口の方針でしかなくて、それを具体どうするのっていうところの方針を聞かせていただき、
2:04:03	それを添付書類でどう表すのかということのを、
2:04:08	考えを、
2:04:09	聞きたかったわけで、
2:04:11	今の現状そこ脳入口の方針でしか説明できないっていうと、足りてないんじゃないですかっていう感じなんですけど、
2:04:19	その点で実用炉どうなってるのかっていうのは、
2:04:23	今の点も別に今日初めて行ったわけじゃなかったと思うんですけど、どうなってます。
2:04:32	日本原燃のサカモリでございます。まず実用炉の実態を踏まえると下、申し上げますとまず、冷却塔のような複合構造物というのは屋外にないので、
2:04:44	こういった発のところまで検討したという実績はないと思いますただですね当然周辺にいろんなものが置いてあるっていうのがございますので、
2:04:54	それは設備としてこのFの項目で作り上げてるっていう認識でございます。実用炉の実績は実態は以上です。
2:05:05	具体的にどうするのというところでございますけれども、先ほど谷さんがおっしゃった構造健全性評価ですねこれがどこまで新しいのかわからないというご発言でございますけども我々さ、すいません文章書いたもの、意図としましては、
2:05:22	定性的に問題ありませんと、構造健全性を評価するものもあれば実際強度評価をして問題ないというふうに健全性を確認するものもあると思ってまして、そういったものを調べて構造層構造、
2:05:36	健全性評価というふうに表現させていただいております。ですので構造上例えば落下しないんで、すいません落下しても問題ない場所に設置してあるので、
2:05:46	波及的影響を与えませんっていうのも構造健全性評価の一部かというふうに考えてございます。以上です。
2:05:58	規制庁コサクですけどまずその実用量どうなってますって聞いたのは、部品対応どうこうということを知ってるわけではなくて、ハングの少し説明があったように、
2:06:10	屋外設置物なりをどう、影響出ないようにするかというようなところ。
2:06:16	で、固縛の方針っていうのは、確かあって、評価方法なんかも示されてたような気がするんですけど、そこら辺みました。
2:06:27	日本原燃笠間ですけど。

2:06:30	0001 の 140 ページに別紙 4-3 があるんですけど、
2:06:36	ここで実用炉の記載を右に並べて、
2:06:39	ここで波及的影響を下ろし得る施設の設計方針をここに書き出すところで今MOXも再処理も、
2:06:49	次回以降に詳細を説明するで、
2:06:52	書いたものを出してます。で、ちょっと今回、MOXも次回以降として、最終の今回の竜巻 05 の説明で、ここに記載する必要があるかどうかもちょっと私把握してないんですけど、
2:07:04	あと実用炉のところで、比較的影響を与える可能性がある施設ってことで書き出して、そのあと要求機能性能目標ということで書いていく整理をします今回溢水量の記載も今、
2:07:16	逆にしてるんで中身見れないんですけど、
2:07:18	お絵かき
2:07:20	部署として書くっていうのが、
2:07:22	リスロとあわせて統合もしないといけない方針だと考えてます。
2:07:28	規制庁コサクです。笠間さんありがとうございます。
2:07:34	ここの書類、
2:07:36	妥当、施設の設計方針というところですけど、
2:07:45	波及影響としての大枠の方針が、実用炉でどう添付書かれてますかということですけど、これのさらに次2、
2:07:55	浦項の要求機能性能達成するのにこういうふうにしますよっていう。
2:08:01	添付書類があったと思うんですけど、そこはどうみて、対応されてるのかっていうのはわかりますか。
2:08:22	市長様ですか。所長、弓削笠間です。ちょっとそこは完全にちょっと確認します。
2:08:38	規制庁コサクですけど確認していただければと思うんですけど
2:08:43	添付書類とか、これはその近く添付書類で、豚を十分なものにするっていうことでの検討ですけど、全体構成として、漏れないように、
2:08:57	変えていくっていう添付書類の目次案みたいなどころでの議論もあったと。
2:09:02	でて、
2:09:04	その辺りって、ここの資料ではどういうふうになってるんですかね。
2:09:26	日本原燃カサモです。
2:09:29	右下 76 ページで、
2:09:32	ポイントを作って、先ほど私が説明した別紙 4-3。
2:09:37	設計方針があってそこから強度計算の方針、
2:09:42	あと、

2:09:46	防護対策設備というのは、最初に特有なんですけど、あそこで展開していきますっていう説明の資料はつけてるんですけど、その波及的影響の、
2:09:57	施設の設計がどう展開されてるかっていうのはちょっとここで読めないんであったり、はい、佐竹北谷です。多分、
2:10:08	油井君。
2:10:09	多分同じ資料の中でやっていて確か 141 ページ弱 140
2:10:15	1 ページにこういうふうにありますよという方針が書かれていて、152 からかな 152 のところでは先ほどのやつが 3 ポツ 4 で、その 4 ポツバージョンのやつが 152 ページ 4 ポツ 4 が書かれていて、
2:10:30	そこのところでどういうふう設計しますよっていうのが多分ここで書かれていて多分次の資料に行くと共同計算になっちゃうので、多分設計方針自体をここで謳う構成だったと思うけど 1000 名神谷空の比較なんで、ここも結局、比較はできないんですけど、そういうような構成じゃなかったでしたっけ。
2:10:49	日本原燃のサカモリ SA とそういう構成ですか。はい。以上です。
2:10:58	すいません、説明できなくすいません佐治さんのおっしゃる通りです。
2:11:02	規制庁コサクですけど、150 ペイジー。もう、大枠の方針でしかなくて、評価方法レベルにきてないんですね。で、
2:11:14	今のおそらくこの次の共同計算の添付書類のところに行って、評価方針的なことが書かれて
2:11:27	ただ
2:11:29	本体じゃない、防護つすし、設備本体じゃないので計算書はつけませんと。
2:11:35	いうことになっているんじゃないかなと思ってました。
2:11:41	で、その辺りを各露頭の関係でどうなってますかっていう確認スルーの 2、この資料だとちょっと、
2:11:51	議論する場所がなくて、先ほどカサモさんが言われた全体本経営のところ、
2:11:58	を作るにあたり、露頭を比較して考えを整理をしたという資料、共通 06 高、
2:12:06	何番だか忘れちゃいましたけど、いうようなところまで遡らないといけないっていう現状になってるかなと思ってます。
2:12:13	そこら辺、改めて確認をして対応説明いただきたいと、いうふうに思います。そこら辺まで分解しないとですね、大本のそのタジリの構造健全性がどうのこうのと、
2:12:29	いうような話も具体は何なんだといったところが回答できないと。

2:12:33	ということだと思いますので精査をしていただければと思います。田尻さん、お返しします。
2:12:39	規制庁館ですそういった意味で、評価の話先ほど共同検査
2:12:43	後警報時の話。
2:12:46	207 ページとか 208 ページのところで共同計算の方針
2:12:49	で、ろだと、多分こっちの (4) かな、波及影響のやつのところを書いていて、こういうふうの評価しますよってというのが謳われてっていう形ですみません設計方針がないところでこういうふう設計します。こういうふうな目標を立てました。
2:13:03	どう設計する方針ですってここの共同計算のところで、どういうふう評価をしますかっていうのが多分書かれる構成にはなってたと思いますので、特にここ今回減の波及影響のやつ、何まで説明しようとしてるのか。
2:13:17	考え。
2:13:19	藤。
2:13:20	今のままだと多分意識時、あと次回というような話になってしまうというような気もするんでそのあたりも含めて整理を今度お聞かせいただければと思いますんでよろしく願います。
2:13:31	日本原燃のサカモリでございます波及的影響に関する扱いですね、設備単位パートさんにちょっとどこまでどう示すのかをちょっと検討してまたお示しさせていただきたいと思います。以上です。
2:13:49	はい。規制庁谷です。
2:13:56	竜巻 05 に関してですが、続いてで、
2:14:01	ちょっとのもこの整理だったかもしれないけど右田さん 17 ページのところケーブルトレイの話が書かれていて、
2:14:08	ケーブルトレイに関して、ちょっとマスキング箇所なんで衛藤。
2:14:13	新幹線に書かれているところで、の質問したいんですけど要はケーブルトレイの変形による影響を受けないという形が書かれていて、ケーブルトレイの変形ってどこまで許容してたかなんですけど、ケーブルトレイ悪化
2:14:25	まで許容してるもんでしたっけ、ここに書かれてる範囲までの許容なのか、落下とかも含めて許容なのかでいうとどこまでやりましたっけ。
2:14:45	日本原燃のサカモリでございます一応ら、ケーブルトレイの落下も含めてケーブルの健全性は保たれるというふうに考えてございます。以上です。
2:14:57	ページです。今マスキング箇所に書かれてるところ待ちが書いてないけど、実際には落下とかの話も含めてっていうことですね理解しました。

2:15:06	ちょっと文言として見えないので、そこもちょっと増井課長なんで追記した方が好きだと思うんですけど、そういったところについてご検討いただければと思います。
2:15:16	すいません規制庁コサクです。落下しても大丈夫っていうこと。
2:15:23	何て言うんすかね、ケーブルトレイの落下の仕方にもよるんだと思うんですけど、
2:15:28	Kブルーがせん断。
2:15:33	するような落ち方したらどうなんのとか、
2:15:37	いろいろと考えたくなるんですけど、何をもって健全っていう、
2:15:46	評価ができるんですかね。
2:15:49	日本原燃のサカモリでございませ検討していたのはこれちょっとマスキング対象になったりするのとかどうかちょっと微妙なところなんですけども、例えばあるサポート部分が破断したとしてもですね、ケーブルトレイが一式、ほとんどおそらく落ちるようなことはなくてですね。
2:16:04	もう他の生き残ってるケーブル、すいません、トレイのサポート部で支持されるので、全体としてまずそのような破断モードは起こらないというふうに評価してございます以上です。
2:16:17	コサクです。そう、そういうぐらいじゃないと多分、
2:16:22	説明つかないんだらうなと思って、先ほどのその脱落云々という言葉がちょっと違うかなっていう気がしたんですね。で、結局はその程度のその承認しかならないんだっていう説明は必要なんだと思うんですよ。
2:16:38	そのあたりどう整理したかっていうことは、うん。ご説明できますか。
2:16:48	峯タナカでございませ。衛藤ケーブルトレイにつきましては実際のところ漏えい等サポートのピッチから、風荷重を与えて、その、
2:16:59	結果っていうのを見ておまして、全部牧口に入ってるっていうのを確認してるんで、一応ここにはそういう話は書いてますけどこういう事態はそもそも起きないっていうふうに、
2:17:10	考えてます。以上です。
2:17:13	規制庁コサクですそれが
2:17:16	設計方針点、評価方針、
2:17:20	評価結果。
2:17:22	なり、
2:17:23	が施設申請書としてどういうふうにあらわれてくるのかっていうところなんですけど。
2:17:30	考えをちょっと説明してください。
2:17:38	日本原燃のサカモリでございませちょっと当該場所がぱっと出てなくて申し訳ないんですけども、一応電炉に関する設計方針がですね。

2:17:49	例えばすいません右下例えば 139 ページですかね。
2:17:59	ちょっとそのものずばりがちょっと読め、読みとれるような表現にはなっていないんですけども一応電路の記載が
2:18:09	折れられてます設計竜巻の影響を受けない。
2:18:13	電路とするということで例えば道道を通すとかですわそういうふうにか落書きの荷重をまず働かないような設計にするっていうのは、ベースにありまして、
2:18:23	とはいわゆるちょっと地上に出てくるところがございましてそういうところは、その下の段落ですわ構造健全性が構造強度を有するというところでちょっと読み取るような、
2:18:35	記載してございます。以上です。
2:18:38	規制庁コサクですんなので、その構造健全性ってどうどう対応するのっていうのを添付書類でどう説明してますかっていう質問なんですけど。
2:19:01	規制庁田尻です。多分もう、自分が見た限り書いてなかったような気がしてすいません先ほどお話したのは嫌なんだろうでそこまでは言えなかったような気がしたから、そこまで言うんでしたっけって聞いたら言ってたんですすいませんちょっとそれ流しちゃったんですけども。
2:19:15	盛んに言っていた通り結局何々は実際こうなんですって話を後で出されるよりも、自分たちにとってこいつを評価する上で最低限何まで担保しなければいけないのかっていうのを整理していただいた上で、担保事項が決まったんだったらそれが設計の目標になってその設計目標するためにどういう設計方針にするのかっていう決めていた
2:19:35	だいて、それを担保してる、担保するためにどういう評価をしてっていう話につなげていただくのが多分共同計算のところの、
2:19:44	添付の構成としてはなっていると思っていて先ほど発表営業のやつも実質一緒に、このケーブルトレイっていうのもこの伝のところの方針をうたっていたらいいんですけど多分指導に繋がるところなかったような気がしてそれであつたら申しわけないんで、後で言っていたらいいんですけど。
2:19:58	それと要は、1ヶ所で言えば終わるかっていうと、1ヶ所いうってことは、そいつを担保するための話が繋がって多分一連の流れでこいつは存在スルー構成になってるはずなんすよ。だからある程度番号とかを合わせながら各章ごとに各構成になってると思うので、
2:20:13	そういった点も意識しながらご説明いただくと助かります。
2:20:21	日本原燃のサカモリでございまして田口さんのおっしゃる通りですわこれ以後ちょっと電路に関する評価、具体的な評価方針とかそういったものはちょっと記載がございませんので、ちょっとどのように、ちょっと考えていきたいと思っております以上です。

2:20:43	規制庁谷です。
2:20:47	集まって05としてはこれぐらいなんですけど
2:20:52	05で区切るのがまたやりづらいところじゃないですか。
2:20:54	05として、規制庁側から他に何かありますか。
2:21:06	規制庁館ですがえ等で、
2:21:09	次の進め方なんですけどやっぱり結局0シリーズの整理を最後聞かなきゃいけない気がするんですけども大きなところとしては先ほどお伝えした通り、いわば、それぞれの説明書って実用のところから脈々と一連の流れとして説明する構成値ができ上がっていて、
2:21:25	今回特に分割申請をしたせいで何まで説明するかの整理っていうのが、もう今時点においても私はフェアなところがあって、物はそろってるかもしれないんですけど要は先ほどの波及影響のやつだと波及影響及ぼす側が出てきてないんで説明しないっていうところで、
2:21:42	ただ先ほどみたいに冷却塔の一部、一井。
2:21:46	6発6機器としての説明とかがあったりしてそこは読めるのかとかって話とかあったりすると思うんで、何で今回申請対象として説明しなきゃいけないところっていうのをまずしっかり改めて押さえていただいて、そういう説明する上で設計として何を担保しなきゃいけないかっていうところを整理いただく必要があるかなと思ってるんですけど。
2:22:03	そういったところっていうのが見えないのさ、多分これ
2:22:07	てると思うんですけど今日の話の踏まえながら、大体できてそうですかねそれとも多少見直しが必要ですかね。
2:22:18	日本原燃のサカモリでございます正直なところ見直しが必要だと思っております。以上です。
2:22:27	7と帯磁率多分目次との大きな違いは、MOXはあんまり、
2:22:32	ただ相手の波及影響って意味であるかもっていうところあるんですけど、第Ⅱ特殊って屋外設備外、今んところいいですし、建屋だったりするので、あまりそういったところの議論になってないところがあって、再処理として
2:22:46	再編として特記してやらなきゃいけないものって意味でいうと屋外設備であるとか竜巻防護対策設備があるってのは当たり前の話なんですけど、その屋外がいることによって付随してさっきみたいには波及影響として、細々としても波及影響をちゃんと見とかね、なきゃいけないんじゃないかみたいのが出てくるところがどうしてもあると思っていて、
2:23:03	意外と再処理はMOXが片づいたからって方、
2:23:06	というのがこれタテウチとか、あと外部火災とか、特定の条文だけかもしれないんですけどあると思ってるので、その点も踏まえた上で精査して

	いただく必要があるかなというふうに思っているのでテインは全然認識大丈夫ですかね。
2:23:22	日本原燃のサカモリでございますはい小牧風間もそういう目線で再チェックする必要があるのかなと今ちょっと思っておりますので再度チェックして、適切な記載に修正していきたいと思っております以上です。
2:23:38	規制庁谷井です。共同計算するやつ、数の方はフゾクパーツがいた場合でもまとめて評価してる場合がある気がするので、ひょっとしたら大丈夫な可能性あると思うんですけど竜巻はパーツパーツが飛んでつか波及影響を与えるかっていう観点でいうと、
2:23:52	バツ松原にして説明しなきゃいけないところがあったりすると思うんで多少火山よりもさらに厄介かなと思うんでその点よろしく願います。
2:24:01	で、一応 05 の次っていうのは、34 を想定してたんでしたっけ説明としては、
2:24:08	はい。日本原燃の伊賀です。34 の方を 5 ページでございますと、
2:24:15	とりあえず 34 聞いて 00 時間あたりでまた言いますかね一応現在の説明の順番と 34 願います。
2:24:26	はい。日本原電シミズです。それでは、主幹、熊木さん 14 番、令和 4 年 6 月 9 日に提示させていただきました、レビジョン 0 の資料についてご説明させていただきます。
2:24:37	まずは、本日のご説明の範囲としましては、竜巻 00011 で整理した基本設計方針から整理した消防企業飛翔表記載項目の考え方についてご説明させていただきます。
2:24:52	まず資料の方 3 ページ目をご覧ください、右下をステージですけど 3 ページ目ご覧ください。
2:24:58	2. 、2 ポツ 1 ということで、全体の仕様表の整備の中では書いてございます。
2:25:06	ファン整理の流れにつきましては、基本的にはボックス側の仕様表記載項目を整理しております。ユーザの方と同じ考えで整理してございまして、
2:25:17	機能要求②部に分類した基本設計方針、
2:25:21	及び、記念狩野修表記載項目から地方表記載項目として整理していくことを整理するということと、
2:25:29	さらに、発電野辺の要目表であったり、基本設計方針に記載している内容を確認した上で、項目として十分かどうかというのを、確認してございます。
2:25:40	さらに、最初につきましては、竜巻であるように、補助防護の設置だという、発電所ではない特 A を設計している内容もございまして、

2:25:50	そういうものについては、再処理施設の特有の設計内容の担保事項をしっかりと整理して小項目を整理してございます
2:25:59	このような流れで今、今回竜巻飛来物防護ネットの記載項目の方を整理しております。
2:26:06	その結果につきましては、本文でいきますと、通しページ
2:26:11	5ページから6ページで、飛来物防護ネットの整理の結果を、基本的な考え方を整理するとともに、すみません、ページがありますけども、
2:26:24	通しページ9ページになります。
2:26:27	添付1ということで、飛来物防護ネットの仕様表として最終的にどういう形になるのかというのをですね、こちらの25段表の左から2列目で
2:26:42	ですね、商標案という列で、 具体的にどういう項目、どういう内容を書くのかっていうのを示して
2:26:49	ございます。 さらに、具体的にどういうふうな整理をしたのかという詳細な考え方を
2:27:04	ですね。すみません、1時間おりますけども、通しページ右下通し
2:27:18	ページの16ページですね。 16ページの添付4ということで、竜巻の基本設計方針からどうやって商
2:27:20	標項目を狙い撃ちを項目を整理したのかっていうのを、こちらの16
2:27:25	ページから、 23ページの
2:27:31	点検の中で整理してございます。 結果としまして、すみません、ページ戻っていただきまして、
2:27:39	添付1-9ページの方をちょっと戻っていただきたいんですけども、 これまで竜巻16番で、商標項目の方、竜巻の部分ですけども限定して
2:27:50	ちょっとお話しさせていただいてるところから、今回の全体の整理の、 考え方によって整理して結果として、何を書いたのかっていうのが
2:28:02	ですね、 すみません仕様表の案の別を見ていただきたいんですけども、
2:28:12	使用材料という項目で、もともと富士紡版の材料については、これまで
2:28:26	ちょっと書いてなかったんですけども、設計担保事項である。 飛来物を貫通させさせないということの目的を踏まえたときに、厚さ
2:28:34	だけではなくて、材料の強さをということを考えまして今回商標項目として
2:28:37	追記してございます。 竜巻関係の商標項目の整理結果としては以上でございます。 院長の館です。衛藤。
	とりあえずなんですけど、たまたま話なんですけど最初の方の説明であ
	あいう0がどうこう言われたんですけど大本共通の方の資料で整理され

	たやつがU0に置いてただけなんで、メトキは共通の方針に従いながら とっていただいた方が、
2:28:53	多分理解は正しい気がするんでまああの様な話でそこは、
2:28:56	流しますけど、すいません、16ページのところの跡地のところで9ページ でもいいんですけど、とりあえず16ページを開いていただいて、例 えば2ポツのところ、
2:29:08	飄々への展開って書いた時に、設計担保事項を踏まえて決定するとかっ ていうふうになっていて、
2:29:14	これは検討結果になっているんでしたっけな。
2:29:17	もう1個の表が何を何までをここで結論づけているのかがよくわからな かったんですけど。
2:29:23	日本原燃清水でございます。bポツの保護盤については、
2:29:31	基本設計方針からも整理するんですけど、まずは再処理特有だというこ とを踏まえましてちょっと、えーとですね、2ポツの中ではなくてです ね、3ポツ、
2:29:42	の中で、
2:29:43	具体的設定。すいません。すいません。ページがと、右下の通しページ で22ページです。すいません。両括弧3の中でですね、設置目的であ ったり担保事項をしっかりと整理した上で記載すべき項目をちょっと整 理してございまして、
2:29:59	特有のものと特有でないものでちょっと整理の項目をちょっと分けて書 いてございましてそのような表示の記載にし、しております。
2:30:09	規制庁田尻です。とりあえず別のところを引っ張っていきたいんだっ たら2変わっていただいたほうがいいかなって感じがスルーところ ですけど、で、記載ぶりとしてはそういう話だと思ってるんですけど、設計 として担保するものの整理の話なんですけど、基本設計方針として何か 言って指標として何かっていう整理を説明いただく必要があるかなとは思 っていて、
2:30:28	今ほど久保が話したのは15番に関してなんですけど、こちら5番だけ 書店以下なんで、
2:30:36	どういう大きさのものどういうふうな材質でとかどういう厚さでって話 にはなると思うんですけど、今多分材質と厚さに関しては書かれてます と補助盤に関していうと平口と飛んできて今、
2:30:50	ネットとかの隙間を埋める形になってるんでそこを通過しないようにな ってるするためのものなので、そこら辺の動きを満たすために貫通とか をしないように設計しますよというのとはなされていて、あとは結局その 脱落の話とか大きさどうするのかっていう話に関しては、

2:31:06	今隣保Ⅱの基本設計方針の方で、要はネット中学校の機能設計上考慮する飛来物の大きさ以下とするっていう設計方針がうたわれていて、
2:31:16	いた補助簿がに関しては多分出したような感じの大きさのものがあるけれど、結局ここで目標をうたっていて、ここを満たすような大きさのものを設定するっていうので、仕様表に1個1個の数は書かないけど、要は大きさについてもここで限定をかける形になっていて、で、
2:31:31	かつ厚さとか材質に関しては仕様表に書かれていて、脱落とかに関しては共同検査の評価のところとかで、飛ばしながら確認をしているとかっていう形で要は必要なしを意識変えたっていうのが今回の説明ですかね。
2:31:44	日本原燃志水です。今、田尻さんにおっしゃっていただいた内容で、はい。問題はございません。
2:31:53	規制庁谷です。
2:31:55	そういった意味でいうと結局その部材っていうべきじゃない等、設備、ネットとか防護板とかがあってそのイタイに関して、何を担保して、何を本部として担保しなきゃいけないかっていうのを決めた上で、それを、
2:32:24	すいません2本目のシミズすみませんちょっと音声は今、
2:32:31	途切れてしまったんですが、
2:32:37	日本原燃の藤尾です最初にも同じですね、この整理のちょっと途切れちゃってます。
2:32:45	規制庁清水です。私の方は音声途切れてしまってるんですけどタジリさん、聞こえますでしょうか。
2:32:52	ルールも決めてるっていう理解してそっからね。
2:32:56	鳥海さん、すいません今、次までずっと田尻さんの線がちょっと途切れてしまっていていいですか、もう一度すみませんがお願いします。
2:33:06	すいません規制庁館です。というわけでどこからかわかんないで社長の方からもう1回言いますけど
2:33:14	結局のところ先ほど部長窪坂の話でもお伝えしたように、やらなきゃいけないことは各防護対策設備において本文として担保するものは何なのかっていう整理をまず現地でしっかりつけていただいた上で、それを一定のルールにおいて、基本設計方針に落とし込むものを指標に落とし込むっていうのを整理いただいたっていう結果を見せてもらうんだと思ってい
2:33:34	て、さっきの話だと15番に関しては落とし込むのそれぞれのところに落とし込みましたっていう形で、設計方針として落とし込んだ方が適切な要は一つ一つのサイドのすべて使用計画の方が厳しいものを、

2:33:47	<p>に関しては、設計方針として打ち込んで、ただ割いてたとか、材質に関するものとか共通的な仕様として書かなきゃいけないものは、仕様表に落とし込んだっていう形かなと思ってんですけど。</p>
2:33:58	<p>その他のものについてもそういうルールでやられてるという理解でいいですかねちょっとやられてるんだと思うんですけど、どうしても何かこの表とかが書かれてるものっていうのが、</p>
2:34:08	<p>正直見づらいんですよねらいんですけどやられてるという理解だけまず確認したいんですけどそのあたりは認識合ってますかね。</p>
2:34:15	<p>日本原燃清水です。補助5番以外につきましても、同じ考えで、方針として約束すべきものをしようとして書いて、お示しするもの。</p>
2:34:26	<p>ていうのをしっかり整理した上で、この資料等を作っているつもりでしたがちょっと資料として見づらいところは申し訳ございません。</p>
2:34:35	<p>規制庁田尻です。ネットとか防護対策設備に関して、実用炉を見ようとしても多分実用分は使用じゃなくて業績方針で書いてるところが多々あったとっていて、</p>
2:34:45	<p>実用炉が基本設計方針において使用を抱え仕様を変えたものに関しては事業の落とし込みずつ、単に方針として落とし込んでたようなものはそのまま方針として書くという形でやられてると思うんですけど、これちょっと1件確認しときたい。</p>
2:35:00	<p>話で、右下9ページ行っていただいて、</p>
2:35:03	<p>今主要寸法で防護ネット防護盤括弧鋼材指示が補助防護板って形で書かれていて、それぞれの設備の関係性だけなんですけど、補助交番っていうのは、</p>
2:35:16	<p>別に設備として存在する設備というかこの部位なのか来ないのかわかんないけど、として存在するものなのかあくまで防護ネットとかの一部として説明するものかという、何か基本設計方針といまいち関係性が掴みづらいんですけどそのあたりで整理ついてますか。</p>
2:35:31	<p>有名なタナカでございます補助につきましては防護ネットの一部として整理してございます。以上です。</p>
2:35:42	<p>規制庁田尻ですそういった意味でいうとその交換関係とかどこに位置付けられてるものかがわかるように書いていただいた方がいいと思っ ていてよ。</p>
2:35:52	<p>基本設計方針でうたってる中においてはホームネットの一部として防護ネットといったそこも含む形で設計方針説明しているけどこの仕様表にいくと、若干離れた位置で書かれていて仕様が書かれるような形になってるので、</p>
2:36:05	<p>例えば防護熱湯の一部だっているんだったら防護ネットの1個下に書いて、一先ずだりして、上記のうち補助防護とか経費だけの話のような気</p>

	もしますけどちょっとそこは元のルールがあればその元のルールに従いながら書いていただければいいと思うんですけど。
2:36:19	基本設計方針で書いてる設備機器区分といった方がいいのかもわかんないですけど、そういったものにとりながら使用表を整理いただけると見やすいかなと思うんですけどそのあたりって整理付けれそうですか。
2:36:32	日本原燃田仲でございます。今、
2:36:34	田尻さんがおっしゃった通りヒントをもらったと考えておりました防護ネットの時代に今、補助オーバーを書いて
2:36:43	それがこれ繋がってるよっていうような、ちょっと見栄えがわかりがわかるようにちょっと書きたいと思います。以上です。
2:36:51	すいません規制庁コサクです。今の話ってもう随分前に話をしてて、
2:36:56	あの場所を検討しますって言われたような気がするんですけど。
2:37:01	どうなってたん。
2:37:02	ですかね。
2:37:06	すいません、防護ネットの一部って言われましたけど、飛来物防護ネットっていう、この支持架構とかも含めて全体っていうものと、
2:37:17	具体的にネットっていう
2:37:20	性状を持つ部材と、
2:37:24	はそれを防護ネットと表現してて、
2:37:28	という理解でいたんですけど。
2:37:32	その理解で言ったとすると今の防護ネットの一部に、
2:37:36	補助5番っていうのはその表現で合ってるのか。
2:37:41	ということでそこん時に北條5番と防護盤との関係はみたいところで、
2:37:47	もう一度説明していただけますか。
2:37:52	うん。日本原燃のサカモリでございますちょっとこれ我々のSEもちょっと結果として見方、見せ方がうまくなかったかなと思っているんですけども、もともと以前検討すると、
2:38:03	ご説明させていただいた時にはですね補助、5番は杭基礎のような、この一番左側の欄で特別に特注で作られてたような状態でございます、
2:38:13	これはさすがにちょっと整理学上よろしくないというふうに考えまして見直しを図りました。で、最初、そのあとですね防護ネットの下に今度補助簿裏作業というのもちょっと考えたんですけどもちょっと仕様表が見にくくなってしまったっていうのがございまして、
2:38:29	今の記載に落ち着いたというのはすいませんちょっと今の記載のありようでございます。
2:38:34	補助防護盤のあと位置付けは年1竜巻の16この前ちょっとご提示させていただいたかと思っておりますけどその中でもですね

2:38:45	A c 学校に直接する防護ネットの一部として整理をさせていただいておりまして計算書等もそういう位置付けでちょっと作らせていただいているのが現状でございます。
2:38:56	以上です。
2:39:00	へ
2:39:00	規制庁コサクです。
2:39:02	機能としては、細かな飛来物を通過させないようにするっていうこと。
2:39:12	どうだからってことですかね。
2:39:16	日本原燃のサカモリでございますコサクさんのおっしゃる通りでございます支持学校に直接する防護ネットの
2:39:24	午後入戸部とですね指示が小浦成松からちょっと隙間ができてしまうのでその隙間を埋めるためにつけるいたということでございますのでええと、
2:39:34	受けとめる被害分としてはちっちゃなものになります以上です。
2:39:39	はい規制庁不足です。一方で防護盤の方は、設計飛来物を貫通させないと。
2:39:47	通過させないっていうことなので機能が違うので
2:39:52	順番としては順番というか、訳としては向後ネット補助5番と、5番というのは区別するっていうことですね。
2:40:01	日本原燃のサカモリでございますその通りでございます。以上です。
2:40:06	はい、規制直速です。その辺りをうまく整理をするっていうことだと思うんですけど、このページだと、
2:40:16	要求事項の整理のところではTぽつですかね、補助防護盤っていうのが出て一応機能としては分かれてると。
2:40:26	いう古藤ですけど、先ほど言ったその内数なのかなとかっていうようなところがもうちょっとわかるようになれば、
2:40:33	それが仕様表なり方針なりというところでも読めるようになってと。
2:40:39	いうことかと思ます。で、先ほど説明だった、その防護ネットの下に書いてみたけど見にくくなっちゃってっていうのは、
2:40:50	もし今、状況として説明いただければ、
2:40:55	どういう懸念事項なのかそれに対してどうなのかということの話もできるような気がするんですけどいかがでしょうか。
2:41:03	日本原燃のサカモリでございます見にくくなったという単純に打ちづらだけのお話になるかと思うんですけども防護ネットの横にですねさらに補助港湾という枠を作ってさらにその右に、
2:41:15	スタッフが材質っていうのをちょっとワークとして作った場合にですねすごく階層が何かに設けて、字がすごく見にくくなったとかそういうのがございまして、単純に切り分けて、ここで、

2:41:27	防護板と同列で書いてしまったっていうのが、背景でございます。以上です。
2:41:34	規制庁コサクですそうであれば、補助、現状の
2:41:39	候補ネットの下に補助5番のこの業務を丸ごと移してその下に5番っていうのがあってっていうので、何も
2:41:47	問題なくかけるっていうことですかね。
2:41:53	あれ日本原燃のサカモリでございます注釈なんかもしかしたらいるかもしれないんですけど、今よりかは見やすくとか位置関係がわかりやすくなるかなというふうには考えてございます以上です。
2:42:05	はい。規制直ですわかりました注釈が必要かなっていうのも、おそらくその集合体としての考えの整理っていうことだと思うので、方針の書き方含めて、
2:42:16	整理いただければいいかなというふうに思います。よろしくお願います。以上です。すいません、日本連盟村です。衛藤豊田の審査会合をやってる時の議論で、
2:42:27	コサクさんの今おっしゃっていただいたその飛来物防護ネット
2:42:31	っていうものが全体の構造で、その中の部品として防護ネットとか補助防護盤とかがあるという整理だったというのも私もちょっと記憶してまして。
2:42:42	少女ウエスっていう欄があってそこに飛来物防護ネットって書いてあって、主要材料ということで、ネット補助母岩生地学校ってのが入ってるというふうに理解し、
2:42:52	ちょっとこれはそういう理解でいましたので、ちょっとそれもあわせてですね1回、確認をし整理させていただきたいと思います。以上です。
2:43:01	規制庁コサクです。一応そこは私も理解をしてなので、できてないというよりは再確認をした上で話をしていますね、今の、
2:43:10	ポイントは、飛来物防護ネットという全体像ではなくて、その部材としての防護ネットと補助向後版と防護盤というのを、
2:43:21	どういう集合体として書いていくのか、内数の中での集合体ですね、いうところでどう表現していくかっていう、精査の段階の話かなというふうに思っています。
2:43:33	いずれにしても精査を進めてください。以上です。はい、わかりました。失礼しました。
2:43:43	生徒たちです。
2:43:44	続けて自分からなんですけど、9ページ飛んでいただいて今回の飛来物防護ネットに限定って話じゃないですけどちょっと冷却塔の整理を、一応再確認しておきたくてですね
2:43:57	31ページ32ページがあって、

2:44:01	今日今回の申請対象って言った場合は、冷却と屋外の冷却等があって、こないだ09で減ったの話みたいのもあったんですけど、冷却塔から地下に配管伸びて行って、
2:44:15	そこに減った冷却水配管センターですかね、共済金たつてやつがいてその取り合いのところなんですか。それともその手前までになるんすかねこれ。
2:44:30	日本原燃清水でございます。減ったとしましては、田尻さんがおっしゃった通り入ってからというよりは、労働出た後の
2:44:42	ところの、今、31ページのちょっと絵で表現しておりますけども、
2:44:50	中ほどに、すいません。伝熱管という映画近くがございまして、
2:44:56	その日本のライン、
2:44:59	合流してる水平伸びてるラインは、減ったと言っているものでございます。
2:45:07	今日田尻さん確認したいのは現実の設備区分とか設備の分岐点みたいのが、この間09の時に説明があった気がして、今回冷却塔というのを申請対象にしてるかと思っていて、冷却塔っていうのの設備が切れるところっていうのは先ほど聞いた前回09で聞いたような話と同じですよねっていうのを聞いときたいだけなんですけど。
2:45:32	日本原燃清水でございます。衛藤。
2:45:36	冷却塔と配管の境界という意味ですと、
2:45:41	ちょっと私は理解がちょっと間違ってる。ご質問の意図を理解できてないかもしれませんが、機器と配管の境界という意味で言いますと、冷却塔の今伝熱管で四角で書いてますけども、フランジ部で配管と機器を取り合っております、
2:45:58	その減ったから便器する配管はフランジまでは配管という境界になります。
2:46:04	以上でございます。
2:46:05	規制庁田尻です。そういった意味でいうと今回は冷却等々、
2:46:11	そこからフランジ部から減った分までの配管って、どこからどこまでが今回の申請対象が一応明確にしときたいんですけどネットは当然対象じゃないですか。基本的にはあの中、自著周辺が地上部に出てるところっていうのを今回説明を、
2:46:26	要は外部とかで受けてきたような気がするんですけど、配管っていうのはその部分までが申請体制それともう、地下の部分までいってそのヘッジかっていうか労働とかのところの手前かわかんないんですけど減った分のところの手前までが申請対象ですかね。

2:46:41	日本原燃清水でございます。第1回の申請対象の範囲といたしましては、減った不江藤冷却塔へ、フランジ部の接続部から減った交流のところまでの、
2:46:53	分岐配管を指し第1回の申請範囲と整理しております。
2:46:59	規制庁谷です。
2:47:02	なんで衛藤冷却塔がいてそこからプランチームまで勝手にフランジから戸田までのところが一応今回の対象ということと言われたんだと思うんですけど、
2:47:11	それって、設備区分としては、
2:47:15	今回そもそもこのヘッダーも含めてかもしれない。一応、設備区分としては全部冷却系とかになっちゃうわけですかね。それともこのヘッドランプでも、何かもし分かれるんですかね。
2:47:25	日本原燃清水です。安全冷却水系という系統構成としては、ヘッダーも含め、各建屋2の機器、
2:47:34	の、建屋に入るところ、機器に供給するところが、安全冷却水系になります。
2:47:40	経営状態ですので、これだけの話とは違ってだから今回は冷却系っていう中でも、冷却塔等一部の関連する配管を申請しましたよというふうに言っていてだから、
2:47:52	設備区分がどうこうというよりはどこを境に申請してるかっていうとさっき言った減った部分までを申請しているぐらいに理解すればいいんですかね。
2:48:01	日本原燃志水です。その理解で問題ありません。
2:48:06	提供で、すいません規制庁コサクです。上で、
2:48:11	減った分、当初はその減った分も、藤堂の手前のところまでっていう話だったのを、減った分はやめましたっていうことだったような、うろ覚えなんですけど。
2:48:24	それって何でだったんですしたっけ。日本原燃清水でございます。今回ですれ共通09の大きな考え方に、等を踏まえましてですね、
2:48:36	配管名称の切り方を再度考え直しまして、
2:48:41	配管名称の切り分けとして今、31ページ通しページ31ページで書いておりますけども、
2:48:49	まずは減ったから機器までを一つの配管名称の塊とすると。
2:48:54	減ったから、例えば、戻りラインですとポンプまでを一つの配管名称で切り分けるといふ清掃をしたときに、
2:49:05	沖以外にある範囲で、その配管名称の範囲を包絡できる範囲を第1回の申請対象に整理しようというふうに整理、考えまして、この31ページ

	で示しますA型の①番まで2番の配管名称の販売を第1回の申請範囲ということで整理し直してございます。
2:49:25	規制庁加来です趣旨はわかりました。あれですね、この図で言うと③⑥っていうのを、
2:49:31	道道の入口なりというところで、
2:49:36	分けるっていう、
2:49:37	方法も
2:49:39	だとは思いますがそうはせずに名称を一体としてやろうということなので申請対象から外したっていうことですね。
2:49:48	日本原燃シミズその通りです。
2:49:51	はいわかりました。
2:49:53	谷さんどうぞ。
2:49:57	城田委員ありがとうございます。ちなみになんですけど、一応
2:50:02	外部事象とかであればもう久我に出てる部分だけでそう大体終わってしまうと思うし内部事象もそうだと思うんですけど、耐震とかひっくるめ
2:50:09	今日は今言った言われた
2:50:11	これまでの評価結果
2:50:15	安心に関して言うと、
2:50:16	切り方がうまくいくのかなとちょっとよくわからなかったんですけどそこはもう体制の方で整理ついていると思えばいいですかね。
2:50:23	日本原燃清水です。こちらにつきましても、耐震0001、地震0001の中で、ご議論する必要があるかなとは思っておりました。
2:50:36	我々が今更新としましては、支持間隔の応答衛藤設置の方針につきましてはこの配管ラインも1個1個を述べるというよりはこういう、
2:50:50	方針で設置しますという方針申請だというふうに考えておまして、あ、すみません、規制庁コサクですけどそれはちょっと間違いです。
2:51:00	体感し、標準C間隔については、各仕様について一覧表で、
2:51:08	添付でつける必要があって、そうするとこの申請パターンで厳密に言うと、この①と②の仕様のものしか入らずに、また第2回以降で
2:51:21	③⑥の使用について設定をしていくと。
2:51:26	いうことになっちゃってですね、
2:51:29	その設定の評価を、にどう見る形になっちゃうっていうところがあって、本当にそんなことするんですかみたいな話を、耐震側でやっているところっていう理解でいます。
2:51:44	今耐震の関係者っていらないですかね。

2:51:48	規制庁加来です。小坂さん言われた通りの状況で、館さんの回答については質問については、対しその切りは耐震部分の切り分けっていうのはやはり悩ましいので、
2:52:02	まだ耐震側でも話し中です。まだ決着がついてませんというところですよ。
2:52:10	規制庁館ですありがとうございます。いや耐震らしいなと思っていて何か、外部事象の場合は屋外でどこで説明がつきやすかったんですけど、
2:52:18	うん。ちよつとうん。利用されてることで理解してすいませんちよつと販売ってしましてありがとうございます。
2:52:29	規制庁タジリですが、
2:52:32	赤井辰巳 34 に関してはとりあえず竜巻防護対策設備という意味でいうと、基本設計方針と整理しながら、一応商標書かれていてで、
2:52:42	ちよつと見づらいところあるかもしれないんですけど必要な要素が盛り込まれ始めたかなという理解はしているんですけど。
2:52:48	そもそも基本設計方針のところっていうのは、何か、
2:52:53	今ある程度、質問をしたら答えてもらえREVIAN答えるレベルまで減免精査が進んでるかそれとも今言っても大きく変わっちゃうんで言っても無駄ですという話かというどっちのレベルですかね千波。
2:53:13	あ、はい。今ご指摘いただいて大丈夫です。
2:53:18	規制庁タジリつ衛藤であればこの後キョセキ法人自分の方から聞こうと思ってるんですけど、
2:53:24	当該竜巻 34 に関して規制庁側から他に何かありますか外部火災
2:53:30	でしたかね。
2:53:31	そこを除いてなんですけど、
2:53:38	規制庁コサクですけど、外部火災は別途あるっていうことでよかったんでしたっけ。
2:53:43	聞いたときです。
2:53:45	と用意してます。
2:53:48	規制庁岡です。この仕様表はそもそも査定にまとめてやろうという話でしたが竜巻の方との関係もあったので、とりあえず竜巻がこっちでやって、明後日、
2:54:01	外部火災の方で、ここも見るこの指標に関して見るっていう整理になってます。
2:54:08	はい。ちよくちよくですわかりました。
2:54:15	規制庁谷です。であれば
2:54:19	衛藤開発の木野 00G でとりあえずちよつと本文ぐらいはいうところもあるんで添付レベルになると先ほどお伝えしたようにそもそも大きく変えなかつたりするところの整理とかわいそうなんで、

2:54:31	とりあえずBCHレベルで少し気になってるって目視で伝えたようなところで直されてないところは
2:54:39	意義直ると思って言わないのでそこは飛ばささせていただきますが、
2:54:44	別紙1、0重野例えば右下14ページのところで、
2:54:50	赤間前の話は出た気がするんですけど、
2:54:53	鉄パイプの整理って、何か
2:54:56	書かない整理だったような気がするんですけど結局格好と今されてるんですけど。
2:55:01	今、00の資料に移ってるんですけど現在聞こえてますかねこれ。
2:55:05	はい。日本原燃古川です聞こえております。
2:55:09	江藤。
2:55:11	14ページの、
2:55:13	抗生剤を衝撃荷重として設定するというところで厚生会からお話をするというところですが前回ご提出の時点でも、ちょっと段落は分けて記載はしていたんですけども、何で構成パイプを衝撃荷重として設定しなくていいのかということ、
2:55:27	記載をさせていただいておりました。
2:55:31	規制庁館です。CADをどうするかなんですけど結局多分鉄パイプガードー許可の時に多分添付で書かれたと思うんですけど、添付で書いてた理由っていうのは要はネットを通過するものとして最大ネットを通過するものの中で、代表例として何を考慮するかっていうので多分言ったんだと思っていて、で、
2:55:50	結局通過させない設計として、その代わりに多分砂利が出てくるような形になっていると思っていて、確認しても、今ここに書かれてる文言って飛来物による衝撃荷重としては変更許可を受け構成体と通過する可能性ある構成パイプを設計飛来物としていうんですけど、
2:56:08	でも別に構成島鉄パイプについてこの時点で何か仕様を述べるわけでもない形になっているので、
2:56:15	何かあまりここで書いてもう意図が伝わらない気がするんですけどそのあたりで整理ついてますかね。
2:56:22	日本原燃の古川です。ちょっと今のご指摘を踏まえまして、まず我々として添付書類の方でも設計飛来物として構成材と構成パイプを選定した上で、衝撃荷重としては構成材でいいんだっていうご説明しておりますので、基本設計方針としては、
2:56:38	パイプの説明の方を削除しようかなと考え、思いました。以上です。
2:56:43	規制庁谷です。多分いらないと思っていて
2:56:48	許可にし、従うのは大変案必要だと思ってるんですけど、まずは許可本文であって、この間外部事象その他のところでもう添付に書いてある数

	字にこだわり過ぎて、それが説明つかないだろうっていうのをしばらく説明して時間かかったりもしたんですけど、
2:57:05	添付ウーワー、下が上にある程度従えるんだったら従えばいいと思うんですけど、変わったんだったら変わったという説明をしていってもそこまで違和感はないと思っているので、
2:57:15	設工認の設計、すみません。はい。はい。
2:57:18	規制庁コサクですけど、変わったというよりは、先ほどと一緒にですけど設計方針として何を言うべきかで、説明との仕分けをして説明部分はもう添付でやるっていう、そういう仕分けのことじゃないかなと思いますけど。
2:57:34	私すみません自分言い方が悪かったですねお席の通りです。
2:57:43	県庁タジリ数なんで、先ほど古川さん言われたような流れでいっていたければ大丈夫だと思うんでよろしくお願いしますというのと、
2:57:50	あと、
2:57:52	転用角形1ヶ所だけ言っておくと例えば16ページとかD、
2:57:59	一番上のところで、またとか及びとかでいっぱいいつないでるやつが浅見さんが16ページ目なんですけど。
2:58:07	生体よりも運動エネルギーまたは貫通力が大きくなる資機材等はあるというふうには資機材等は1回四方で置いて
2:58:14	そのあと建屋収納または撤去の後に、多分ここで話し切れて車両の入港管理とかの話で多分主語が変わらなければいけないんですけど、資機材等はある書いたせいで多分主語述語の関係がよくわからなくなっていて、
2:58:28	例えば右下33ページのところで運用のところの話で書いてるやつは
2:58:33	名刺で書いてるからっていう言葉が正しいかわかんないんですけど、多分日本語として通じる書き方になっていて、資機材等のさっきがって書いてあったんですけど資機材等の、これこれ。
2:58:44	並びに車両のこれこれっていうふうにはやってるからわかるんですけど、地方1回資機材等があるって言った上で、さっきみたいに書かれると、車両は資機材等の整理だったけどちだっけみたいな話とかまたやってかなきゃいけなくなっちゃうので、
2:58:57	真木新岡ではあるんですけど、
2:59:00	年としてももう読んでいただいて、本当に読めるかどうかっていうところは精査いただければと思いますすでに製造されてるかもしれないんで一応コメントまでですが伝えておきます。
2:59:11	日本原燃の古川です。ご指摘踏まえ修正したいと思います。以上です。
2:59:16	規制庁館です。あと右下25ページのところで、

2:59:21	構造健全性を維持してやつは先ほどお伝えしたんで、非常に何を言ってるのかっていうところはわかりません。田尻さん申し訳ないです、規制庁コサクですけど今の点でちょっとだけ確認なんですけど、
2:59:34	今の点っていうか今の場所ですね。
2:59:38	固定木場食う建屋収納または撤去並びに車両の云々ってなってる、撤去のところだけ白抜きになってるんですけど、
2:59:49	これわあ、実用炉では書いてませんっていうことだと思うんですが、なんで実用に書いてないのかなっていう関係で、そもそも撤去って設計方針かっていう気がしててですね。
3:00:05	今回の新基準適合にあたって撤去しますっていうのはそうなんだとは思いつつ、
3:00:13	何か、
3:00:15	維持するときの設計の考えていう意味だと撤去っていうよりは、ない状態にして維持するっていう意味だと撤去という言葉が適切なようにも感じないんですけど。
3:00:28	そのあたり実用量の考えと含めて、何か間整理されてますか。
3:00:36	日本原燃笠間です。ちょっとこの資料確認したときに、
3:00:40	もともとないように設計するから撤去って言葉が出てくるのは、
3:00:46	だから、発電の撤去書いてないんだよってことで調整したんですけど、そこ許可本文に書いてあったんで、
3:00:56	その撤去って言葉を、
3:00:58	残してます私も小崎さんとも一緒に、ちょっと最初にボックス共通でみんなと議論して、
3:01:06	理解した上でちょっとこの撤去って言葉を残してしまいました。
3:01:10	規制庁田尻です自分も行っちゃったところがあるんで補足としては1回抜いてこられたのは理解してきて自分自体も撤去っていうのに違和感はあるんですけど、今おっしゃっていただいたように許可本文に書いていて、
3:01:23	建屋収納とかに近い意味合いを持つのかなと思って一応撤去というふうに書かれてても、切りセーフかなと思って許可本文をいちいち次に行かない方がっていう話をしてしまったのがすみません自分のコメントとしてはありました。一応補足です。
3:01:42	規制庁加来です。その意味だと、
3:01:47	許可は整合してればいいので、同一である必要はないんですね。なので今言われたように、
3:01:55	んな影響を与えるものがないようにしますっていう表現をうまく書き換えられれば、それは整合といえるんだと思います。とって今いい案が私が持っているわけじゃないんですけど、

3:02:08	もう一段検討してもらったらいかなというふうに思います。よろしく お願いします。
3:02:15	日本原燃の古川です。
3:02:17	ちょっとジャストアイデアですけど例えば、基本設計方針からは撤 去、削除しますが、田尻さんおっしゃっていただいた通り建屋収納をし たものも、撤去したものと同一かなと思うので、
3:02:30	別紙1の①では、例えば吹き出し等で許可、許可と整合している旨を説 明するような形で表現したいと思います。以上です。
3:02:42	はい。規制庁加来です。実情とかを踏まえて説明いただければ。
3:02:47	いいかと思しますのでよろしくお願いします。
3:02:54	はい、続いて渡ですよろしくお願いします。で、次に右下25ページで いただいて、先ほどお伝えした構造健全性の話は言葉として何を表して るのかっていうのがわかるような検討はいただきたいかなと思っている ところなんですけどそこは別途で、このところで、
3:03:12	四つぐらいパラがあって、二つ目のパラのところで、構造健全性を維持 すること及び裏面剥離を防止することと書かれていて三つ目がパラで貫 通の話が書かれていて、
3:03:24	貫通と裏面剥離2の関係性がよくわからなくて、
3:03:28	これは貫通だけ別途書いてるのってどういう整理でしたっけ。
3:03:38	日本原燃のサカモリでございます肝臓別でか。
3:03:44	変えた理由としましては添付書類側の強度計算の方ですね、建屋の評 価において衝突評価と構造強度評価という大きく二つの
3:03:54	分類がございまして、貫通は衝突評価の方に入ります。一方裏面剥離っ ていうのは構造強度評価の方に入るということで、この二つを分けて書 いたというのが今回の意図でございます。以上です。
3:04:08	季節のあたりです。評価の種類でということかなとは思いますが
3:04:15	山田書きの文章だけを見ると、竜巻防護対象施設を収納する立岩設計飛 来物の衝突に対して、貫通によりっていう形で、これ当たり前は杭はO Kにも見えるんですけど、そういう方針ではないんですよ多分。
3:04:30	日本原燃のサカモリでございます。もちろん裏面剥離も許容できないも のはできないということでございます以上です。
3:04:39	規制庁館です。多分ふたパラ下のやつが、地方が広い形で書かれてい て、
3:04:46	三つ目のパラは狭いのかなと。
3:04:49	何かあえて分けて書く意味もあんまないような気がするんですけど、極 端な話三つ並列で書いてしまえば別に違和感もそこまでなかった気はす るんですけどそのあたりって何か検討されてるもんですかね。
3:05:04	日本カサモですすみませんこれテンプレとの整合でちょっと、

3:05:08	私のコメントでこんな形に、
3:05:11	なってしまったんですけど。
3:05:13	衛藤。設計方針述べる。
3:05:16	課長としては、衛藤。
3:05:19	佐治さんがおっしゃったように、もう一つの文章で書いた方が、設計方針が明確になると今思いましたので、ちょっと最初にボックスとともに議論した上で、修正を検討したいと思います。
3:05:32	規制庁田井です。多分今言われてる添付っていうのは設コンビの添付の話だと思っていて単に横に並べる許可添付とかっていうんだったら、明白とかつやっぱ並べたりはするところなんで、
3:05:44	評価の種類でっていうところもわからなくはないんですけど、結局貫通と裏面剥離の評価の違いって、特にコンクリート風か、紙に関して言うと、板厚な板厚っていうかコンクリート壁厚の話だけで似たようなことをやっちゃったりするので、
3:06:00	やっぱり貫通と裏面剥離事建屋に関して言うとあけるとわかりづらいかたと構成の板とかだったら、裏面剥離の概念がないから貫通っていうので理解しないしねできないこともない気がすんですけど、
3:06:12	ここに建屋というふうにな、限定かけた主語で書かれたりするので、
3:06:16	特定して書くのを絶対否定するっちゃうわけではないんですけど、
3:06:21	何か建屋に関して感想だけ述べるっちゃうのは少し違和感があるのでその点も踏まえた上で検討いただければと思います。
3:06:28	日本原燃草間です。すいません設工認の添付の強度評価との関係でこうしたんですけど、確かに許可の添付の記載の方が、設計の伝わりやすいと思います。
3:06:40	規制庁加来ですけど、風間さん発想自体は悪くはないんですけど、評価の断面からしても、風荷重での評価と、貫通評価裏面剥離の評価とそれぞれあって、
3:06:53	そのセットの仕方が、貫通が分かれて書いてるっていうのは違和感があるっていうことなんですね。分けて書くんだったらもうちょっと分け方がありますよねっていうことだし、
3:07:05	基本設計方針としてまとめても、そのあとの添付書類の大枠の封水のところで分けていって、計算書につなげるということもあるので、
3:07:17	どこでどう整理したら一番いいかということを考えていただければいいんだと思います。で、単純にこの場所だけで言うと、ここ、許可通りまとめておいて、
3:07:28	添付書類の最初の方で分けていくっていうので、十分かなというふうに思いますけど、他も含めてそういう発想で整理を進めていただければと思います。以上です。

3:07:42	日本原燃笠間です。ありがとうございます。了解いたしました。
3:07:47	1人ずつありがとうございます。続いてなんですけど、ここは奥須藤の違いがあるかの確認になるんですけど、27ページG
3:07:57	とか
3:07:58	32ページとかの整理なんですけど、まずもう福士の方だと最近聞いてたのでは建屋出入口部メール構造にしますよとかそういう話とかでどう書きましようかっていうので、整理を進めていると思うんですけど。
3:08:11	再処理施設に関しては、そういった形のことで防護すると、防護というか、飛来物の侵入を防ぐという結果はないんですけど、そういったものはないと思っといういいですかね。
3:08:22	日本原燃の古川です。再処理では
3:08:25	ご認識の通り、
3:08:27	安全上、開口部を有する室に設置される安全上重要な施設に対して例えば迷路構造等にして防護するという事は、ありません。以上です。
3:08:38	規制庁谷です。ただ最初に関しては竜巻防護対策施設として防護板とか打つ形で各社ぐらいの対策をとられるという理解はしつつ、先ほど32ページって話もしたんですけど32ページのところで、
3:08:52	内部数亥鼻Cを書かれていて対管理者としての火災で内部監査のところを引用しているような形になっていて、ここが増えてるのは、今おっしゃられたように、防護対象がいる部屋に対しては真に防止するため防護対策を講じること。
3:09:07	そしてパッカー高頻度マークを講じるけど、例えば防護対象がいなかったか、防護対象から区画いくつか離れてるところとかそういったところには入り平松が突っ込んでくる形は言えてそこに関しては内部火災が発生し得るからですかね。
3:09:22	日本原燃の古川ですはい。今、
3:09:24	おっしゃっていただいた通りでございます。以上です。
3:09:29	成長をタジリです。状況は理解しました。MOXのところなんですけど
3:09:34	結局建屋の構造を示してもらって、開口部がどういうところにあってっというのをあわせて示してもらいながらという形で且つ再処理に関して言うと例えばいっぱいあったりするので、その時々で確認はすると思うんですけど、
3:09:47	設計方針として、ちょっと個別の建屋の入口とかまで全部今時点でこっちは入れないので、原燃において設計方針として漏れがないかというところは、埋設されてると思うんですけど、抜け漏れないようにだけしていただければと思います。
3:10:01	日本原燃のフルカワです承知いたしました。
3:10:04	規制庁コサクです。

3:10:07	今の膀胱版見、
3:10:11	動いたって言うんすかね。の関係でいうと先日すくうの方で申請がされて処分してますけど、
3:10:21	その時には具体的なものだったので実際の配置とかですね、いうところまで説明いただいたんですが今回更新ということもあって、
3:10:32	舞台ではなくてもいいんですけど大体イメージとしてこういうパターンとこういうパターンでやっていきますってというようなことを説明いただいたらいいんじゃないかなと。
3:10:40	いうふうに思ってます。で、もうMACCSがメール構造というような形等に対してこちらは具体的に防ぐものを設置する。
3:10:51	いうことのようなのですが、これもたび重なってお話してて申し訳ないんですけど、
3:10:59	A p p 側対応とも重複するような部分があって、その辺りもう方針としてはちゃんと整理を今回していた。
3:11:10	いただいてBPとの関係を話をさせていただけるっていうふうに思ってるんですけど、その辺りも議論進んでると思ってよろしいですか。
3:11:25	すいません。日本原燃の蝦名です。PPの話についてはちょっと話は聞いて、まだちょっと私どもと直接話してるのは個別の
3:11:38	ものでしか話はしてないんですけど、今後ちょっとそういったところはやっていかなきゃいけないというのは認識してございます。以上です。
3:11:47	規制庁コサクです。それを今後っていうのが、
3:11:51	どれぐらいのスパンDのことなのかっていうの認識合わせたいんですけど、考えておられます。
3:11:59	日本原燃、カサモです。
3:12:01	先日ヒアリングして、コメントいただいた案いう 04 という資料。
3:12:07	石原さんと私と、
3:12:09	PPとSG部門で、
3:12:11	作ってますんで、
3:12:13	整理の中でご説明できると考えてます。
3:12:18	規制庁加来です。すいませんちょっと今スケジュール、開いてないんですけど、
3:12:25	現金資料提示があつてっていうことですかね、規制庁タジリつきますページ裏上だと多分 21 提出の 28、19 か 29 ヒアリング
3:12:38	でいう 04 はなってるかと思ってるんですけどこれあんいう 04 だけ説明すんだっけそれとも共通系のやつもまぜながら今度やろうとしてるんでしたっけ。
3:12:47	人間がそこです。ちょっと今、

3:12:50	言うゼロんだけど、ちょっと私考えてたんですけど、ちょっと石原にも確認します。
3:12:58	はい、規制庁コサクですわかりました少なくとも、いう 04 の中では 21 ページの 29 と。
3:13:06	ということで話ができるということなのでそれを確認していきたいと思います。一方で今の関係はですね、MOXと再処理でちょっと違いが出てきてる部分のような気がするので、
3:13:19	ちゃんとその部分のエッセンスが最初にできてるのかどうかというのがちょっと心配なのでその点も確認をして進めていただければと思います。よろしくお願いします。
3:13:33	はい。日本原燃のエビナですそっちいたしました。
3:13:39	市長田尻です。では、ちょっと続き行かせていただきまして、右下 37 ページのところでこっちに第 2 章と書いてなんですけど、
3:13:50	方が、手法がわかりづらいからかもしれないんですけど例えば 37 ページの下から二つ目からでポツがいて、動いたわってという形で書かれていて設計飛来物の貫通を防止できる設計とするっていうので、
3:14:03	抗生剤までだったらわかるんですけどその前段のところで、防護板確保鉄筋コンクリート製ってやつがいたりするんですけど、ここは貫通だけでよかったです。それともうちょっとあの物がまだないんでイメージが実はついてないんですけど。
3:14:28	日本原燃のサカモリでございます防護板鉄筋コンクリート製についてはですね裏面剥離も許容できないということで、それはちょっと日
3:14:38	を直接的に呼び取れないんですけども c ポツの記載の中に包絡されるかなと今考えてございます以上です。
3:14:49	市長、佐治です。ちょうどそこも聞こうと思ってたんですけど、Cポツの、この安全機能に併記用与えない設計とするっていうのは
3:14:59	例えば冷却塔だったら冷却機能を損なわないように要は流路不正がないようにしますよっていう話を言われてるのか、要は波及影響とかも込みでこの安全機能に影響を与えないって話をしてるのかなんですけど。
3:15:13	ちょっとそれが、そうしたとしても若干裏面はクリーを防ぎたいんだったら、裏面アプリを防止する設計と言うべきじゃないかなっていう気はするんですけど要はこちら波及影響のやつだと発生しても大丈夫取れるのでいい面アプリを防止するという設計方針を担保するんだったら別途書いた方がいいとかは、
3:15:29	さらにあるんですけどそれぞれどのようにお考えですかね。
3:15:33	日本原燃のサカモリでございますまず安全機能に影響を与えないという意図でございますけれどもただ、先ほど丹治さんがおっしゃった、冷却塔で言えば冷却能力に影響を与えない。あと、

3:15:44	波及的影響を与えないというこの二つの意味を持たせて言葉としては使ってください。あと、その裏面剥離ですねもうちょっときちんと読み取れるようにすべきかなというふうには今考えてございますので、
3:15:59	記載の方修正していきたいと思っております以上です。
3:16:05	長タジリです。覚えたり鉄筋コンクリーっていうのをあんま見ないんで、それに合った設計方針ってというのは選考会でない気がするんでそこはちゃんとか。考慮して書いていただければというのと、
3:16:17	安全機能に影響を与えないって書いた場合は波及影響防止も含むんですってというのは他もすべて共通ですからこの安全機能に影響を与えないって言葉がとても広い気がしていて、
3:16:28	イントとしては入るのは、頑張れば入るのは理解できるんですけど、
3:16:33	例えばそのあとのdポツのところの波及影響ってやつと比較した時にこっちは随件事象共役が書かれているので別なんですよってということなのかもしれないですけど。
3:16:43	この安全機能に影響を与えないってというのが広い言葉に見えるんですけどそこってというのは現在全体で整理ついてますか。
3:16:54	日本原燃のサカモリでございますすいません竜巻の中ではそういう意図でちょっと使ってるんですけども現在全体としてどうかと言われるとちょっとそこまで調整が取れていないのが実情でございますので、改めてちょっと表現の方を確認して適切に見直していきたいと思っております以上です。
3:17:12	院長谷です。表現ぶりの話なのかもしれないんですけど間宮さんと浦邊加来の位置だけの話なんで、表現ぶりの話かなと思うんですけど、同じ言葉で、特に規制側等、事業者側で認識が違う言葉だった場合後々面倒くさいので、テープとかに行けば結局判明するから、
3:17:31	添付の方に行くと、今回のやつだとそれはそれで読みづらかったんで、さらに混乱するんですけど、基本的には添付とか補足資料に行けば理解はできることになるかと思っておりますんですけど、
3:17:41	本文として何を書くかっていうのは、できるだけわかりいい言葉で書いていただいた方がいいかなと思うのでその点は考慮いただければと思います。
3:17:51	日本へのサカモリでございますその点認識してちょっと修正の方していきたいと思っております。以上です。
3:17:59	それとタジリず、そういった意味で今のCポツが広いのでこれも読めるのかもしれないんですけど、今Bポツ、D防護版を支持する支持学校は、構造健全性を維持しているふうに書かれていて、
3:18:12	もう万事たいいわ、多分含まれてない形なんですけどそれはやっぱCポツで波及影響として読むんですかね。

3:18:24	日本原燃のサカモリでございますそういう表現になっております。ちょっとやっぱり不親切だと思うので、全体的にちょっと見直したいと思います。以上です。
3:18:35	規制庁の谷です呼ぼうと思ったら読めるというよりは特に要はこの元として、設計として何を担保するかっていうのを読む時にこれ振り返る時とかあると思うんですけど、
3:18:45	その時に読む人読む人で何までを担保してるかってのがわからなくなるとそれはそれで混乱する気がするので、そういった点も含めて整理いただいた方がいいかなと思うのでよろしくをお願いします。
3:18:59	日本原燃のサカモリでございます適切に見直していきたいと思います。以上です。
3:19:06	規制庁館です。一応、自分から別紙1に関してはこれぐらいで、別紙4、あとあるんですけど結局整理してくださいねっていうところろうの大きなところ先ほど言われた中電極の設計で設計方針の目標があつてそのための設計方針があつてどう評価してとかっていうところが、
3:19:26	繋がってないところとかはあつたような気がするので、そういったところは見直されてるかもちょっと綺麗になるものと期待しているんですけども添付で何まで書こうとしてるのかの整理がうまくいってないところもある気がするので、
3:19:39	とりあえず、別紙1に関しては自分から以上でその先に関して、事細かに今日はやめておこうかなぐらいに思っているんですけど、全体として、
3:19:49	規制庁側からこの00Cで何かコメントありますか。
3:20:00	規制庁の田尻です。
3:20:02	衛藤、基本的には冒頭でそっちへと現場から言っていた通り、まずはMOXをベースにというところではあると思っていて当然そちらに注力してという形になってるなっていくと思ってるんですけど、
3:20:15	笹に全部は見ないんですけどちょっと特定の論点において早めに解決しないとやばそうなものが出てきたっていう時は休校等もできるかなと思ってどっかに立つの機器に関しては、整理が引き引いてるかどうかはよくわからんときがたまにあるので、
3:20:31	個別にどうしてもこの部分を抜粋してっていうのがもしあるんだつたら、個別に相談というのはあり得るかなと個別に相談が個別に項目立ってのはありえるかなとは思ってますってところも考慮しながら作業を進めていただければと思うのでよろしくお願いします。
3:20:45	はい。日本原燃清宮です。都度ですねちょっとそういうふうな相談したい事項等がありましたら、また、お話しさせていただきます。以上です。
3:20:58	規制庁鍛冶です。

3:21:00	藤竜巻シリーズは一応、今日は是枝圭南かなあだけかと思ってんですけど、全体通して規制庁側から何かありますか。
3:21:09	規制庁コサクで、今の話、Cでですね何かありましたらってということなんですけど。
3:21:17	今日の話で大分何かある感じがしてですね、全体00
3:21:26	資料の別紙それぞれにどうするかもう念頭に、最初リーバまとめていかないと、クローズしていかないんだろうなと思っていて、
3:21:36	一方で全体としてはMOXの方が進めていくというときに、どう合体させていくかっていうのも、
3:21:45	頭に入れていかなきゃいけないと思うんですね。
3:21:48	今日のヒアリングを踏まえて00も含めてどうやっていくかっていうのは最初に特有ということで、検討して費、資料提示ヒアリングの予定を考えていただければいいんですけど。
3:22:01	並行してそのMOXの方で進めているのとどう合わせるのか或いは一緒にやっていくのかと。
3:22:07	いうことを、検討していただければと思います。一応今週のヒアリングを踏まえてスケジュールをもう一度考えて、
3:22:19	週末提示いただいて、週明けにその話をしていくということになってたと思いますので、またその際に、検討状況聞ければと思いますけどその理解でよろしいですか。
3:22:32	二本木の藤野です。はい。その理解で間違いないと考えています。
3:22:38	はい。コサクです。ではそれで主スケジュール予定を提示いただけるようによろしくお願いします。以上です。
3:22:48	規制庁田尻です。ほかに全体通して規制庁わからなければ限界振替えようと思うんですけど、規制庁は大丈夫ですか。
3:22:56	ただ、大丈夫ですか規制庁側からなさそうな年齢の方から竜巻に関する振り返りと、スケジュールは申請の範囲で言っていたら、今後示されるという話なんで、
3:23:07	そこで決める予定ですでも構わないです今日の振り返りをお願いします。
3:23:13	はい。日本原燃の蛭名です。それでは振り返りの方さしていただきます。
3:23:18	まずはですね別紙1の方になりますが、パイプの記載の話があったかと思えます。
3:23:27	πぶーをですね残すかどうかという話でパイプの方は寄付家層厚で
3:23:38	県修正をしたいと考えてございます。
3:23:41	あとは、撤去、すいません、別紙1からになってしまって申し訳ないんですけど、撤去の話が残っていて、ここはちょっと今の案で、

3:23:54	けども、撤去っていうのは、収納に含めるなどして、記載を検討するというふうに考えてございます。
3:24:04	あとですね貫通と裏面剥離の違いのところが、十分に今書き分けてるんですけども、そこがうまく整理できてないので、そこを例えば、合わせた記載とし、
3:24:21	次の添付のところで分けるとかですねそういった方向で、書き分ける方向に修正したいというふうに考えてございます。
3:24:30	あとはですね
3:24:33	何だこれ、ラビリンス構造の話ですね、こちらの話で、等ですねこれは最初にMOXとの、
3:24:43	ここで間違いがあるということなんで、そういったところを踏まえて
3:24:52	という影響を整理するということですね、そういったところになってございます。
3:24:58	あとは、
3:25:02	これは、
3:25:04	5番のところですねこれが裏面剥離の話とですね、すいません、裏面剥離というか、安全、
3:25:14	安全機能。
3:25:17	2、影響を与えないというふうなところとその次のところで書いてある波及影響っていうところが、何か同じようなこと書いてあって、その関係性がよくわかんないんで、
3:25:27	そこをちゃんと説明すると、これは多分全般の話であって、ちゃんとですね担保する事項が何なのかっていう話と、
3:25:39	あとはそれを展開してですね性能目標をどうするんだかっていうところが、ちゃんとこう繋がるように、記載を曖昧にしないような記載にし、するということかというふうに理解してございます。
3:25:53	添付1が先になっちゃいまして別紙1が先になっちゃいます。けども別紙1はそんなところかなというふうに考えてございます。
3:26:02	で、
3:26:04	引き続きよろしいですかすみません、竜巻情報の話に行かさせていただきます。
3:26:12	土佐竜巻05の方では、荷重が直接左右するというふうな記載があったんですけども、それが何なのっていうところが、
3:26:23	見えないので、ちゃんとボルトとかが含まれるんだよというふうなところがわかるように、
3:26:30	記載していくというところですよ。
3:26:34	あとは、ちょっとルーバーのところですね、これが何と何で落ちないんだっていうところを、明確に記載をしていくというところで、

3:26:46	あとはですね、
3:26:51	分、
3:26:52	県ですね。
3:26:55	これ、
3:26:56	文献なんで、すいません何でしたっけ。すいません。風を弱める記載があったと思うんですけども、そちらの適用範囲のところ、
3:27:08	であったりですね、あとは、今 18 分の 1 という形で数字を書いているんですがそういったことであれば、もう 23、
3:27:19	メーターパーセクというふうな具体的な数字ならばそこがわかりやすいんじゃないかということで、そこを修正して修正するとそういうふうに修正すると。
3:27:28	ということです。
3:27:30	あとは、05 のは、方でも同じ話があって、先ほどの 01 の方と同じような話があって、具体。
3:27:41	化していくってことですね記載を、安全機能を与え、与えないというところであったり、具体になった時の性能目標みたいなところとか、担保事項というのをちゃんと
3:27:55	書いていくというふうなのがありました。あと、それは結局ケーブルトレイの話とかも同じです。どこまで損傷してもいいのかとかっていうのをちゃんと性能目標として書くと、
3:28:09	いうところ。
3:28:12	そんな高価なはい、じゃあ 34 の方にちょっと引き継ぎます。
3:28:17	はい。日本原燃の藤野です。34 番の仕様表関係のところはですね、まずほぼ補助防護盤として基本設計方針として何を変えて、仕様表で何書いてるか。
3:28:28	いうところを検討するのとあとルールですね、則ってやっているかというところも含めて確認したいと思ってます。
3:28:34	それから通し 9 ページのところ飛来物防護設備の仕様表の例ということで、防護ネットの中に、補助防護盤を書く。これネットの一部として整理していることがわかるように記載したいと。
3:28:47	そういうイメージを持って記載を修正していきたいというふうに考えています。
3:28:52	種類ごとの機能を考慮して記載適正化したいというふうに考えております。
3:28:57	それから 16 ページで田尻さんから指摘があったように、他のページに飛ばしてるようなところはですね、それをリンクがわかるようにしっかり対応したいと、資料を修正したいというふうに考えております。

3:29:08	それから配管の申請範囲ですね、ここはまだ議論が残っているということで、強制力を踏まえた上で、具体のスパンドコマで示すか等を調整していきたいというふうに考えております。
3:29:20	以上になります。
3:29:23	規制庁田尻です。とりあえず項目あった気がするんで担当の方認識されてるという理解はした上で、いくつかですけどパイプの話は、基本的方針から消しますというような形でお話されたんですけど、玉野様は店頭でちゃんとセッティングしますよって話でも込みだった気がしますとか、
3:29:39	建屋構造の違いとこれはPとの絡みとかの話もあったと思うんでそういったところ、別の資料に飛んでるから説明されなかったという可能性もあるかなと思うんですけどそこは一応認識をしてくださいねという話と、
3:29:50	阿藤。
3:29:51	波及影響とか先ほどケーブルの話がされたんで、認識されてると思うんですけど、そもそも今の資料の構成として波及影響防止の話っていうのは説明書のところであと時間に全部飛ばすような形になってるんですけど、今回、
3:30:05	添付要因って何を説明するのかっていう整理が最初の方が月1てるかちょっとわからないので、そういったところも踏まえて検討していただく必要があるかなというところは一応追加で追加とか補足して一応指摘させていただきます。
3:30:18	で、ほか全体として規制庁が原電側から何かありますでしょうか。規制庁コサクです。タジリの方からは非常に控え目に言いましたけど、
3:30:29	再処理で整理がついてるとは思えないということで、
3:30:36	さ、ヒアリングの途中でも言いましたけど、評価方針の中ではしっかりと書いていただかないと、波及影響が確認できないということだと思ってますので、整理を進めてください。以上です。
3:30:52	はい、日本の藤です。いたしました。
3:30:56	はい。規制庁田尻です。
3:30:59	藤。
3:31:00	規制庁は現場から他に何かありますでしょうか。
3:31:07	ないようであればこれでヒアリングを終了したいと思います。会議室が旅行の停止をお願いできますか。